

秋田県公文書館

研究紀要

第25号

講演録

「市町村における公文書館機能と専門職員について
—「アーキビストの職務基準書」を参考に—」

…………… 伊藤 一 晴 …… 1

論文

公立公文書館の実務上の諸問題—MLA関連法令等の比較から—

…………… 煙山 英俊 …… 17

史料紹介

「今宮家文書」…………… 村山 純 一 …… 32

「郡方吟味役勤中日記」(文政十一年)…………… 49

平成30年度 活動報告…………… 74

平成31年3月

市町村における公文書館機能と専門職員について

―「アーキビストの職務基準書」を参考に―

独立行政法人国立公文書館 公文書専門官 伊藤 一晴 氏

はじめに、「アーキビスト」の認知度

国立公文書館では平成二十九年末に「アーキビストの職務基準書（平成二十九年十二月版）」（以下「基準書」という。）を取りまとめました。これは国立公文書館のウェブサイトで誰でもダウンロードできます。現在、私どもは、これを平成三十年中にブラッシュアップして確定させることを目標に、作業を進めています。

本日参加されている皆様の所属を見ますと、首長部局の総務課の方もおられれば、教育委員会の生涯学習に携わっている方もおられます。実は前職の山口県文書館でも同様に、市町村（現在の山口県には「村」はないが、本稿では便宜上、基礎自治体を総称して「市町村」という。）の職員をお呼びして開催する会議を行っていました。同じように、古文書を所管する教育委員会の方と、公文書を所管する総務課の文書担当者が同じ席に座って話を聴かれています。

た。まさしくこの状況こそ、公文書館の専門職員を考える上で難しい問題を象徴しているのではないかと思います。公文書館の専門職員には、古文書を読めるような知識が必要なのか、それよりも公文書管理や情報公開といった知識が必要なのか、それとも、これからは電子化や電子文書に関する知識が必要なのか、なかなか難しい問題です。本日参加されている皆様も、様々なバックグラウンドを持つた上で現在の仕事をされていると思いますが、このこと自体が公文書館の専門職員を考える上で、問題の難しさを物語っているような気がします。

まず始めに、皆様に質問をしたいと思えます。今の職場に入ってから「アーキビスト」という言葉を耳にしたことはあると思うのですが、今の職場に入る前から、この言葉を知っていたという人は、どの位いらっしゃるでしょうか。ちよつと手を上げてみてください。三人ですね。ということは全体の10%いかないくらいでしょうか。

(当日の出席者は四十三人)。国立公文書館では、国の行政機関や独立行政法人等の職員を対象にした研修を実施しており、今年度の研修(公文書管理研修Ⅰ、計九回開催)でも、同じように「アーキビスト」という言葉を知っていますか、と私が質問すると、知っている方と答えた方は、各回二百人程度の受講者のうち、二、五人ほどです。ですから、残念ながら「アーキビスト」という言葉の社会的な認知度は数%しかなく、かなり低いと思わざるを得ません。ここがまず出発点になります。基準書作成の取組は、まだ社会的にも「アーキビスト」の存在が認知されない中で、いかに専門職としての重要性を社会に訴えていくかという、一つの試みでもあるということをご理解いただきたいと思います。

本日の構成は、まず基準書の作成経緯と内容を説明し、次いで今回のテーマであります。この基準書から市町村の公文書館機能を考えたときに、何か見えてくるものがあるのか、考えてみたいと思っています。その際には平成三十年度全国公文書館長会議の事前アンケートの結果をお示しし、皆様のご意見もお聴きしたいと思いません。

一 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

1 公文書館の専門職員とは 公文書館法第四条第二項

基準書は、冒頭の趣旨にあるとおり、「我が国における公文書館

及びこれに類する機関並びに公文書を作成する機関におけるアーキビストの職務と、その遂行上必要となる知識・技能を明らかにし、アーキビストの専門性の確立とともに、その養成と社会的な地位の向上を図る」ことを目的として作成しております。

作成経緯の説明に入る前に、その前提として、公文書館の専門職員というのがどのように定められているのか、公文書館法を見てみたいと思います。第四条第一項「公文書館は、歴史資料として重要な公文書等(国が保管していた歴史資料として重要な公文書その他の記録を含む。次項において同じ。)を保存し、閲覧に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的とする施設とする」、同条第二項「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとす」。これが公文書館の専門職員を規定している条文になります。その附則第二項には「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができ」と記されています。そして「公文書館法の解釈の要旨」(昭和六十三年六月一日総理府、以下「解釈の要旨」という。)では、附則第二項について「本項は、現在、専門職員を養成する体制が整備されていないことなどにより、その確保が容易でないため設けられた特例規定である。」と説明されています。この附則を、専門職員の配置が拡がっていかない阻害要因であると指摘する方もおられます。参考に、博物館法と図書館法を見ていきますが、博物館法の

第四条第三項には「博物館に、専門的職員として学芸員を置く」、図書館法の第四条第一項には「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」とそれぞれ記されています。このことからわかることは、博物館法では博物館の「専門的職員」の名称を「学芸員」とすると決めていること。図書館法でも図書館に置かれる「専門的職員」の名称を「司書」「司書補」とすると決めていることです。残念ながら公文書館法には「専門職員」とあるだけで呼び名が記されていません。様々な方がこれを「アーキビスト」という言葉を使って呼んできたわけです。これに対して、諸外国のアーキビストは公文書館といった公的機関に限らず民間企業にも配置され働いているのだから、公文書館専門職員⇨アーキビストではなく、公的アーキビストと呼ぶべきではないか、というようなご意見も、今回の取組の中でいただいています。ここで申し上げておきたいのは、公文書館法における専門職員の規定というものが若干あいまいだということですが、実際、「解釈の要旨」においても、当時、専門職員に要求される資質について「現在の我が国においては、その専門的な知識と経験の具体的内容については未確定な部分もあり」と記されています。さらに博物館法や図書館法と比べてみても、名称も規定されていない。「アーキビスト」とは何か、「公文書館専門職員」とは何かということについて、今までの日本において十分な共通認識があったかという点、実はなかなか答えるのが難しいのではないのでしょうか。

2 「アーキビストの職務基準書」の作成経緯

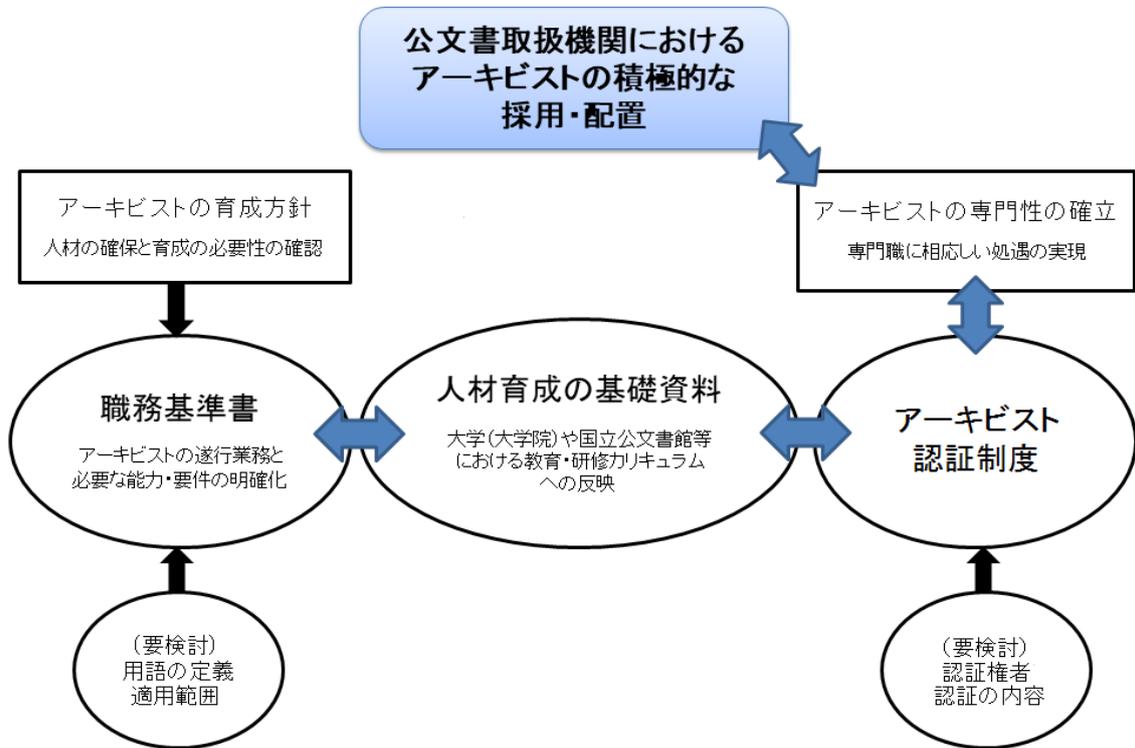
このような状況を踏まえ、国立公文書館では、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）が施行されている今日において、改めて専門職員について考えることとし、平成二十六年から検討に着手したわけですが、

一方で、平成二十八年三月に国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議が公表した基本構想の中でも、「資格制度の確立に向けた検討」として「我が国全体としての人材の充実の観点では、文書管理に関わる人材をめぐる海外の動向なども踏まえつつ、これからの時代に求められる人材像を明確にするとともに、公的な資格制度を確立することも有効な手段と考えられる」と述べられています。つまり基準書検討の取組は、新館の建設が予定されている国立公文書館の機能・施設の在り方等の検討の中にもしつかりと位置づけられているということです。平成二十八年十一月に開催された第十七回の同会議では、当館の加藤館長が「アーキビストの確保・育成の構想」を説明しております（後述）。また、平成二十九年二月には、内閣府に設置されている公文書管理委員会（第五十三回）の資料として「公文書管理法五年後見直しの対応案」が出されましたが、この中にも「3 人材育成・体制強化」という箇所でも、「国立公文書館において検討を進めている専門職員の『職務基準書』が人材の育成及び確保につながるよう、有効活用方策を検討する必要がある」と記されています。そして具体的取組として三点挙

げられておりまして、まず一点目として、『職務基準書』を踏まえ、具体的職務に応じた研修を整備する」、次に「上記研修を受講した場合に単位に認定する等、高等教育機関との協力体制を構築する」、最後に「専門職員の信頼性・専門性を確保するため、国立公文書館などの公的機関による認証制度を設けることを検討する」ことを挙げています。私はこれまで、関係機関の方々との意見交換会の場で、これらを繰り返しお話してきましたが、それというものも、この基準書作成の取組が国立公文書館単独のものではなく、国の公文書管理の改善方策の一環として行われているということを知っていただきたいからです。公文書館専門職員の資格制度と言っていると思いますが、これを進めていこう、作っていこうということが、公的な文書の中でも言及されているのです。社会的な認知が十分には広がっていない「アーキビスト」に対して、まさに光が当てられようとしている。これは日本の公文書館全体に対して絶好の機会なのだとは考えています。

平成二十八年度までは国立公文書館の内部で検討してきましたが、外部の有識者の先生方のご意見を伺う場として、平成二十九年五月に「アーキビストの職務基準に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）を組織しました。構成委員は、学習院大学の保坂裕興教授、東京大学文書館の森本祥子准教授、埼玉県立文書館の新井浩文学芸主幹（当時）、九州大学の岡崎敦教授、ARMA International 東京支部の小谷允志顧問、学習院大学の下重直樹准

図1 アーキビストの確保・育成の構想



教授、こういった方々です。委員の方々には、平成二十九年の十二月までに三回の会議を開き、また個別にも熱心に協力いただき、この基準書を取りまとめたわけです。図1の（「アーキビストの確保・育成の構想」）を見てください。これは平成二十八年十一月の国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議場で、当館の加藤館長が「アーキビストの確保・育成の構想」として説明したときに使った図です。これに沿って説明しますと、まず基準書というものを取りまとめ、アーキビストの職務と必要な能力・要件の明確化を図る。これを人材育成の基礎資料として大学・大学院や国立公文書館等における教育・研修カリキュラムに反映させる。つまり、この基準書に則って人材を育成し、そしてその先にアーキビストの認証制度の創設がある。こういった構想になっております。一足飛びに認証制度に行くのではなく、まずは人材育成がある。基準書というと、この基準書に書かれていることを全て網羅しなければいけないとか、この基準書どおりにやらなければいけないとか思われがちですが、この基準書は各機関の職務を規定するものではなく、あくまでひとつのモデル、ひとつの基本的なパターンを作って、人材を育成する上での基礎資料にしようという目的で作成するものです。この職務にとつてどのような能力が必要なのかを整理し、その必要な能力を教育・研修で育めるように整理していこうという考えです。その先に統一的な認証制度が創設できるのだろうと思いません。認証制度ができればさらにアーキビストの専門性が世の中に

認められていき、アーキビストがもつと積極的に採用され配置されるのではないか、そのようなことを考えながら、まさしく一歩目を、ここで皆様の意見をお聴きしながら、関係団体、全国の公文書館の意見を伺いながら、ブラッシュアップを図っているところです。

二 「アーキビストの職務基準書」の内容

【趣旨】

続いて基準書の内容に触れていきたいと思います。趣旨は先ほど申しましたので繰り返しません、なお書きの部分をご覧ください。「なお、上記機関以外においても、その設置目的を踏まえて本基準書を活用していただきたい」と記しています。この意味は、基準書は公的機関におけるアーカイブズ、アーキビストを主な対象にしているのですが、日本においても実際には民間企業や私立大学にもアーカイブズは存在し、働いている方もいらっしゃいます。しかし、このような民間企業等のアーカイブズは、公文書管理法や公文書館法の影響を受けません。よって、「公文書等に係る基本法令の理解」を基礎要件としている点など、この基準書に示すアーキビストの要件は、民間のアーキビストの要件とは大きく異なるのではないかと、というご意見もいただいております。ただ、民間企業等のアーカイブズでも「アーキビストの使命」や、必要とされる知識・技能については、重なることも多くあります。そういった意味で、公的機

関以外においても、アーキビストの活躍の場を拡げるため、各機関の設立趣旨などを踏まえて、この基準書を活用していただければとの思いからこの一文を入れております。ただ、先ほど述べましたとおり、様々なご意見をいただいておりますので、記述をさらにブラッシュアップすることを検討しています。

【1 アーキビストの使命】

では、アーキビストの使命とは一体何でしょうか。これもなかなか日本で明確に書かれているものは少ないと思われれます。よって基準書では、オーストラリアのアーキビスト協会が出している「Archivist's Mission」を基に、公文書管理法の語句を加え、検討会議委員のご意見も踏まえて、次のように記しています。「アーキビストは、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支援、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職であり、組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援するとともに、個人や組織、社会の記録を保存し、提供することを通して、広く国民及び社会に寄与することを使命とする」。説明を加えるとすれば、前半部分の「組織活動の質及び効率性向上と現在及び将来の国民への説明責任が全うされるよう支援する」というのは、どちらかというと公文書管理法に求められているところだと思います。後半部分の「個人や組織、社会の記録を保存し、提供する」、ここは私文書を意識して書いています。自らの文

書記録を保存するというのがアーカイブズ機関の第一義的な使命であるわけですが、実際には、例えば秋田県公文書館もそうですけど、地域の資料を保存し未来に伝えるという役割を担っています。実際には日本のアーカイブズ機関の多くがこういった役割を担っていることを踏まえ、このように記したわけです。この点についても様々な考え方がありますが、日本のアーカイブズが抱えている実態を踏まえ、基準書が実態と大きく乖離してしまわないように、フランスを取って、考えてきたところです。

【2 アーキビストの倫理と基本姿勢】

「アーキビストの倫理と基本姿勢」ですが、まずは使命があつて、それとともに専門職としての倫理綱領が必要だということが検討会議委員から意見が出ました。結果としてはここに書いてあるとおりですが、ICA (International Council on Archives : 国際公文書館会議) という世界的な団体が採択している倫理綱領 (Code of Ethics) があり、それを踏まえて職務を遂行するというように書かせていただきました。ICAの倫理綱領をひとつひとつ訳していくと、それだけでも長文になってしまいますので、このようにコンパクトにまとめたわけです。その上で「また、アーキビストは、常に公平・中立を守り、証拠を操作して事実を隠蔽・わい曲するような圧力に屈せず、その使命を真摯に追求するとともに、自らの職務に対する高い倫理観と誇りを持ち、継続して研鑽する姿勢を堅持す

る」という部分を示したわけです。この部分が平成三十年一月の新聞報道（平成三十年一月十二日東京新聞朝刊他）に出たときに大きく取り上げられました。この部分に記したことは特に真新しいものでなく、同様の内容がICAの倫理綱領の説明文に含まれています。ここは非常に大事だという意見が前からあり、ここに示したわけです。ですから一部で、あまりにも今の社会状況に対して迎合した内容になりすぎている、というご意見もありますが、そのような意図は特にはないのです。

【3 アーキビストの職務】

アーキビストの担う職務を、評価選別・収集、保存、利用、普及の四つに大別しています。

【4 必要とされる知識・技能】

必要とされる知識・技能は、(1)基礎要件、(2)職務と遂行要件、(3)職務全体に係るマネジメント能力、の三つに整理しています。ひとつずつ見ていきます。

(1) 基礎要件

基礎要件は、大きく次の六つに整理しました。

- ・ 公文書等に係る基本法令の理解
- ・ アーカイブズに関する理解
- ・ 関連諸科学に関する知識

- ・ 資料保存に関する理解
- ・ デジタル化・情報システムに関する知識
- ・ 調査研究能力

ここにもいろいろな意見をいただいております、現在、ブラッシュアップの案を作っているところです。公文書館法制定以降、専門職に関する議論の中で、いろいろな団体により検討や提言が行われていますが、概ね一致しているところは、この専門職を大学院修士課程の修了レベルに設定すべきということです。このことから「関連諸科学に関する知識」については、大学レベルの知識を基本的には備えていることを想定し、その上にさらにアーカイブズ関係の知識を必要とする、というように、現時点では考えています。このことは今後、具体的に認証制度を作る段階で再度考えていくことになろうかと思いますが、基本的には今まで各団体から出されている意見や、実際に民間で運用されている資格制度なども踏まえて検討していくのだろうと思います。

(2) 職務と遂行要件

アーキビストの職務と遂行上必要となる要件の対応関係を「別表1」で示しています（16頁参照）。このように職務を二十三項目に整理しておりますが、説明が長くなると思いますので、後ほど皆様と考えていきたいと思えます。

(3) 職務全体に係るマネジメント能力

アーキビストが職務を遂行する上で一般的に備えるべきマネジ

メント能力ですが、特に市町村において必要とされる能力ではないかと私は考えています。と申しますのも、市町村における公文書館では、実際には、専門職員を何名も抱えることができる館は少ないと思います。おそらく数名、もしかしたら一名であるかもしれませぬ。そのような場合、まず求められるのは、アーカイブズの職務全体を俯瞰してマネジメントする能力であり、これは非常に重要とのご意見を、検討会議委員からいただいております。そこでまず一点目になりますが、個々の知識や技能だけでなく「職務全体を俯瞰して、専門的知見から基準・方針・計画等を立案し、また調整を行うことができる」、こういった能力が必要だと考えています。それから二点目、「組織全体の最適化を考えて、職務の計画、実行、検証、改善を継続的に行い、アーカイブズの価値を高めるよう職務に取り組むことができる」。それから三点目も非常に重要ですね、危機管理能力ということになります。「潜在する他の問題を発見し未然に防止するよう配慮する。また発生した問題に対して解決の道筋を考え、関係者の協力を得ながら解決することができる(例…自然災害や事故発生時の対応策立案)」。こういったところまでアーキビストには求められるだろう、こういった能力も研修でこれからは養成していかなければ駄目なのだとこのことを考えているわけです。ただし、書きぶりについては現在も検討を続けておりますので、これをさらにブラッシュアップすることになろうと思います。

また、先ほども申しましたが、この基準書は人材を育成するため

の基礎資料として作成しているものなので、例えばこの基準書を各機関で職員の配置や評価などに使うときには、適宜、追加・修正などカスタマイズして使っていただければと思います。そういったことも明確に示そうと考えています。

さらに、検討会議でも話題になりましたが、「なお、この上記(1)から(3)の必要とされる知識・技能の前提として、アーキビストにはその職務遂行上、コミュニケーション能力、チームで働く力、主体的な行動力、問題解決能力、自己管理能力、継続的な学習能力、最新技術への適応能力が求められる」ということを明記しております。これは実は、「雇用される能力」(employ ability skills)と言われるもので、この部分はオーストラリアの事例を参考にして作成しました。アーキビストには、やはりどうしても、現用文書を持つている親組織、国では各省庁、県庁では知事部局や文書主管課になると思います。そういった関係者とのコミュニケーションが非常に大切になります。それから、実際にはまだまだ公文書館、アーカイブズというところは、制度的に未成熟なところが多々ありますから、自ら主体的に行動して、制度的に足りないところを調整し解決していかないと前に進まないという現実があります。これらも必要な能力としてしっかり記しておこうと考えました。

【5 備考】

「5 備考」として、「アーキビストの職務基準書は、公文書管

理に係る社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、必要に応じで改訂する」と記しています。今までの意見交換の中で、電子化に関する記述をもっと入れた方がいいのではないか、というご意見を多々いただいております。ほとんどの文書がワープロソフトや表計算ソフトなどで作成された、いわゆるポーンデジタルの形で発生している現在、それをどう保存するのか今後さらに問題となる。だからもっと情報技術について書き入れなければならない、というご意見です。それはとても的を射たご意見ではありますが、電子文書を中心にしてしまうと、それはそれで問題があります。実際には紙媒体で保存しているところが多数あるわけですから、全てポーンデジタルの文書を前提に書いてしまうと現実と乖離してしまいます。よって基準書では、必要などころには電子化やデジタルに関する記述をしつかりと入れ込んで作っているわけですが、将来的に情報技術の進展や法律の改正などがあれば、もちろん基準書も変えていかなければいけないということです。

最後に付け加えておきたいのは、この基準書は、あくまで国立公文書館の職務を基に作成しているということです。この基準書は、各職務を担当している国立公文書館の職員に対し職務分析を行い作成しています。具体的には筆記調査と一人一時間位の面談調査を行い、どのような職務をどのように行っているのか、その職務を行うためにはどのような能力が必要なのかについて聞き取り、整理しました。国立公文書館の職務は、国立公文書館法、公文書管理法、

同法施行令などに規定されています。よって、もちろん各自治体の条例や規程等によって規定される都道府県・市町村の公文書館の職務とは、完全には合致しません。このズレをできる限り解消すべく、基準書の作成にあたっては、中・小規模の公文書館を対象にサンプル的な調査をし、この職務を実際に行っているかどうか、行っている場合に、その職務を遂行する上で必要となる知識・技能について違いはないかなど、聞き取り調査を実施しました。

このように、一般化を図ってはいるものの、やはり基本的には国立公文書館の職務に基づいておりますので、職員の採用や配置にあたって活用していただく場合には、各機関の組織の規模や、所蔵資料の特性による追加・変更を行ってもらって構いません。

三 「アーキビストの職務基準書」と市町村の公文書館

機能く全国公文書館長会議事前アンケートからく

1 全国公文書館長会議事前アンケートについて

ここからが本日のテーマになるかと思いますが、基準書と市町村の公文書館機能ということで話をしていきたいと思えます。先ほどから何回かお話ししているとおり、全国公文書館長会議の場で基準書について議論するため、事前に基準書に対するアンケート調査を実施しました。設問は一から五までありましたが、特に設問一、二について見ていきたいと思えます（12頁の図参照）。設問一は「こ

の基準書に示した二十三の職務に関して、貴館職員（常勤・非常勤、職種等は問いません）が実施しているか否か」について質問したものです。今日は皆様に、自らの市町村が実施しているかどうか、ちよつと考えていただきたいと思ひます。職務はNo.1〜23まであるわけですが、自分の職場で実施しているかどうか、○×を付けてもりたいと思ひます。公文書館のない市町村は、特に後半部分は○を付けることが難しいとは思ひますが、こういう職務は博物館や図書館で実施している、あるいは文書管理に関する職務は総務課で実施しているというのであれば、○を付けてください。時間を設けますので気軽にちよつとやってみてください。

私の方からひとつずつ説明していきますので、ただいま付けられた○×について、確認しながらお聞き下さい。No.1の「公文書管理に関する助言及び実地調査」というのは、文書主管課等に対して、公文書の管理、引継ぎや評価選別について、指導や助言を行うことです。No.2の「公文書管理に関する研修の企画・運営」はNo.1と少し重なりますが、例えば山口県で言えば、現在も文書主管課が情報公開や個人情報保護条例の説明会といったものを開催しています。その会議に図書館の職員も出席して公文書の引継ぎなどについて説明しています。つまりNo.1は実地調査とか随時のアドバイス、No.2が文書管理に関する研修会の実施ということですよ。

続いてNo.3の「公文書のレコードスケジュール設定」ですが、「レコードスケジュール」という言葉を聞いたことがある人はどの位の

らっしゃるでしょうか。これは何かというと、国の行政機関や独立行政法人等ではもう実施していますが、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、この文書を公文書館へ移管するかどうかということを決めてしまうわけです。十年保存であつたら、保存期間の十年が経過する前のできるだけ早い段階で、十年経つたらこれを廃棄するのか、公文書館に移管するのかというのを設定します。レコードスケジュールの設定は、公文書管理法上は、基本的に原課（行政機関の職員）が行います。それに対して国立公文書館は「専門的技術的助言」を行うという仕組みになっています。アンケート結果を見れば分かるとおおり、これはなかなかハードルが高くて、国では実施しているけれども地方自治体ではまだ進んでいるとはいへません。No.4の「公文書の廃棄時における評価選別」は、公文書館があるところでは、ほとんどのところで実施していると思ひます。公文書が廃棄されるときに歴史的資料として重要なものは別個に保存しておこうということですが、公文書館がなくても、図書館や博物館、あるいは市町村史編さん室等でも実施しているかもしれません。No.5の「公文書の協議による移管」は、国では特に司法関係の文書について実施しています。地方自治体で言えば、文書の引継ぎが文書取扱規程や条例等で必ずしも明確には位置づけられていないものの、公的な性格が強い、例えば庁内の課が事務局を持っている外郭団体等の文書の引継ぎをされる場合などを想定しております。No.6の「寄贈・寄託文書の受入れ判断」は、民間資料、地域にある資料

を家で保存できなくなったので公文書館で引き取ってもらえないか、預かってもらえないかという相談があったとき、何から何まで全部受け入れるわけにはいきませんので、資料の歴史的な価値を判断する作業が必要となります。No. 7の「中間書庫への受入れ・管理」、これは公文書作成機関から保存の委託を受けた文書を中間書庫に搬入し、整理・保存を行うものです。遠隔地に大規模な中間書庫を建設する海外の例もありますが、これもちよつとハードルが高いように思われます。No. 8の「公文書の受入れ」は、公文書館への公文書の受入れ、No. 9の「寄贈・寄託文書の受入れ」は、私文書の受入れということですね。No. 1～9までは「公文書」、「寄贈・寄託文書」と公文書と私文書を書き分けていますが、ここからは「公文書等」と併せて記しています。No. 10は「公文書等の整理及び保存」、No. 11は「書庫の管理」、No. 12は「複製物の作成」、No. 13は「公文書等の目録作成」、No. 14は「公文書等の利用に係る審査」、No. 15は「閲覧等への対応」、No. 16は「レファレンス」、No. 17は「展示の企画・運営」、No. 18は「デジタルアーカイブ等の構築・運用」、No. 19は「情報の発信（研究紀要・講座等の企画等）」、No. 20は「歴史資料等の所在状況把握」、No. 21は「関係機関（公文書作成機関、アーカイブズ機関、図書館、博物館等）との連携・支援」、No. 22は「アーカイブズ機関等職員に対する研修の企画・運営」、No. 23は「海外のアーカイブズ機関及び国際組織等との連携」となっています。後半はかなり駆け足になりましたが、内容について詳しくは基準書をお読み

いただければと思います。以上のように、ざっと説明をしたわけですが、いかげんかでしたでしょうか。公文書館がない場合は、このような職務を行うこと自体、なかなか難しいだろうと思います。これから公文書館を作るときに、こういった職務が考えられるということを知るためには、参考になるのではないかと思っています。

2 アンケート結果について

設問一、二の結果について説明していききたいと思います。まず設問一は、先ほど述べたとおり、これらの職務を実際に実施しているかどうか。設問二は、人員や予算等の諸条件が整ったと仮定した上で、専門職員が担うべきか否か、ということをお聞きしています。全体の結果と、市町村立施設三十六機関の結果について、本日持ってきております。

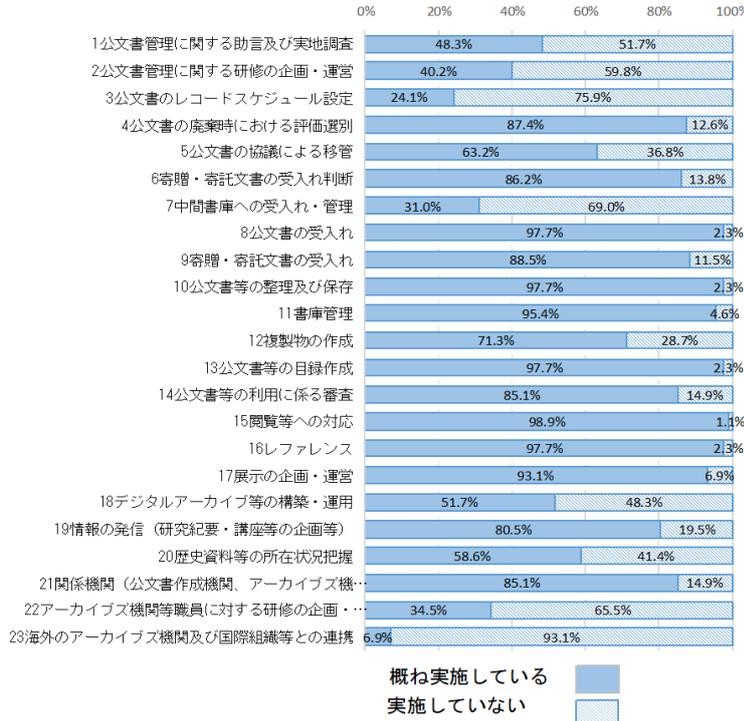
(1) 連携

アンケート調査の結果を見ると、No. 23の「海外のアーカイブズ機関及び国際組織等との連携」について、設問一において、実施しているとの回答が全体の六・九%しかありません（12頁参照）。設問二において、専門職員が担うべきかについても「専門職員が担うべき」という回答が五割を切っています。やはり海外のアーカイブズとの連携という国際的な職務は、一般的な公文書館では実施され

図 2

全体(112機関)

設問 1 実施の有無



設問 2 専門職員(アークィスト)が担うべきか

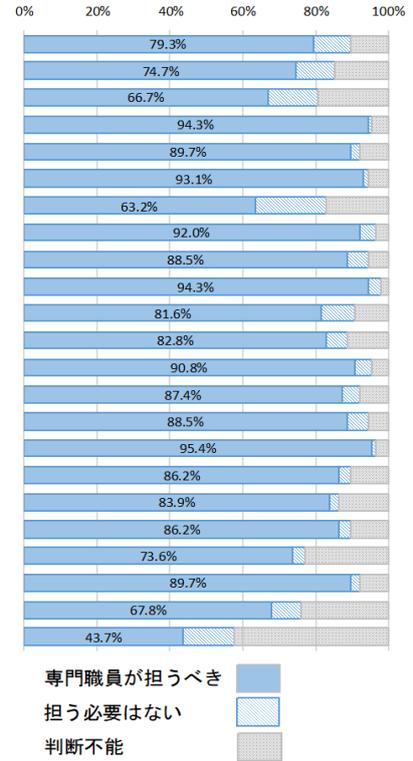
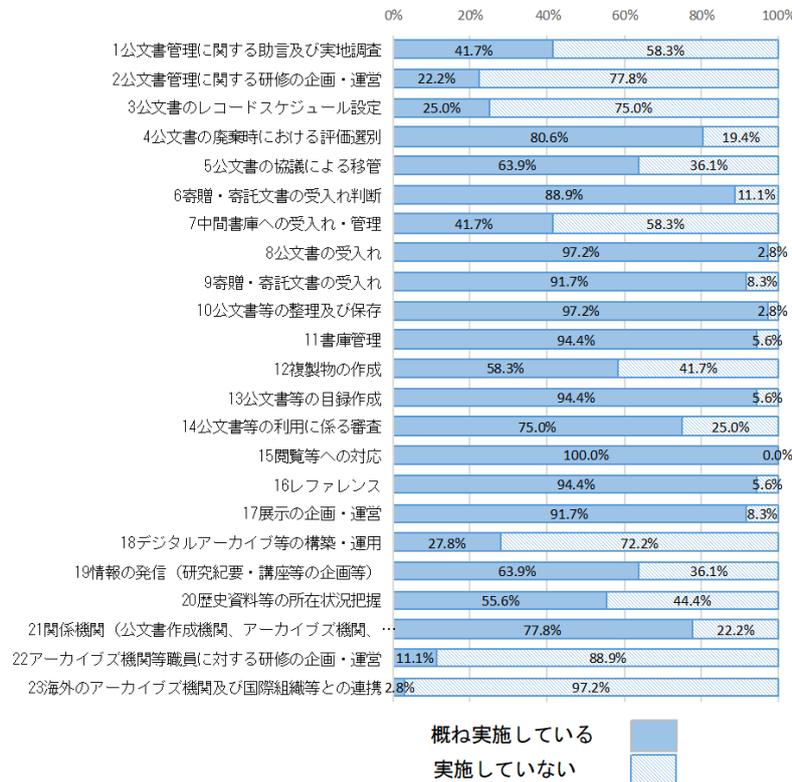


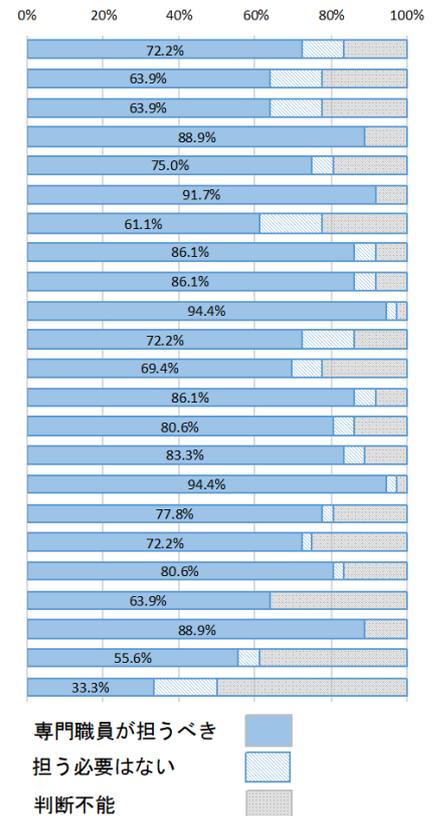
図 3

市区町村立施設(36機関)

設問 1 実施の有無



設問 2 専門職員(アークィスト)が担うべきか



ていないということ、No.21の「関係機関との連携・支援」と統合する方向で検討しています。とはいえ、国立公文書館ではこの職務は非常に重要なものです。都道府県や市町村の公文書館であれば、近隣地域の公文書館との連携は重要ですし、同じ地域内の博物館、図書館等との連携が欠かせないものです。公文書館によって連携相手は異なりますが、「連携」自体は非常に重要です。そういったことを踏まえて、No.21については、タイトルや内容を修正する方向で検討を進めています。それからアンケートでは、基準書に追加すべき職務についても意見もお聞きしたところ（設問三）、学校やボランティアとの連携も必要だという意見が出されています。これも重要な意見だと思いますので、しっかりと受け止めて、検討を進めているところです。

(2) 現用文書管理（レコードマネジメント）への関与

No.1〜3の職務に関する設問一の結果を見ると、やはり現用文書管理に積極的に関与していくことは、現時点の実態としてなかなか難しい状況にあるということがわかります。例えば設問一において、No.3の「レコードスケジュールの設定」は全体の四分の一の公文書館でしか実施できていません。ただし設問二において、専門職員が担うべきと回答した公文書館は七割近くに及びます。これはやはり踏み込んでいくべきだと考えられているわけです。ですから、こういったものは現時点の実施率は低いけれども、目指すべきところはここだろうということ、残す方向で考えています。

(3) 市町村が目指すべきところ

皆様に先ほど〇×を付けていただきましたが、公文書館が設置されていない自治体では、これから公文書館機能を検討する上で、こういった機能を入れるかどうかを考える際に、ある程度参考になるかと思えます。繰り返しになりますが、これに則ってやってくださいというわけではありません。あくまでこれは人材育成の基礎資料として作っているものなので、アンケートの中からも、基本的に専門職員が実施すべきという意見が多い職務は残して、この職務に即した能力を育成するということを目標にやっていこうと考えています。市町村の結果はやはり全体の結果に比べると低いですが、やはり進めるべきだ、これは目指していつてほしいと個人的には思っています。

さらに大事なことを言うと、「別表1」に参考として、中規模館、小規模館で職務にチェックを入れています。これは削除することになると思えます。何故かというと、ここにチェックが入っていると、チェックが入っていないものは市町村、小規模館では要らないものという間違ったメッセージを与える可能性もあるからです。そういう意図はなく、あくまでひとつのモデルケースとして作っていますので、小規模館だからこう、中規模館だからこう、ということではありません。よりブラッシュアップして、皆さんにわかりやすいものにしていくことを目指したいと思います。

おわりに

1 「アーキビストの職務基準書」（平成二十九年十二月版）に関する意見交換等の実施状況

最後になります。今後の方針や計画について若干説明させていただきます。冒頭に少し申しましたとおり、平成三十年は、基準書に関する意見交換を実施してまいりました。その実施状況をお話しすると、まず一月末に当館で開催したアーカイブズ関係機関協議会（ARMA International 東京支部、企業史料協議会、記録管理学会、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会、国立公文書館、日本アーカイブズ学会、日本画像情報マネジメント協会、日本歴史学協会、国立公文書館特別委員会）で構成された協議会（場）で、基準書に対する意見提出または意見交換の実施を打診しました。そして平成三十年二月二十日の日本歴史学協会国立公文書館特別委員会に始まり、同年九月の間に計七回の意見交換を実施してきました。意見書を提出した団体は一団体（企業史料協議会）ありました。十月二十九日には四回目となる検討会議を開催し、基準書の修正方針について、いろいろな意見をいただいたところです。十二月十九日に最終の検討会議を開き、基準書を確定させたいと考えています。基準書の確定後は、「公文書管理法五年後見直しの対応案」の中にも位置づけられている認証制度の検討に取りかかっていくこととなります。

2 平成三十年全国公文書館長会議における「基本的考え方」

先ほど述べましたとおり、全国公文書館長会議でも基準書について議論をさせていただき、「『アーキビストの育成と活用―職務基準書の活用―』に取り組む基本的考え方」を取りまとめ表明しました。その内容は、職務基準書を早期に確定させること、そして職務基準書を活用してアーキビスト養成等に向けて全国の公文書館が連携・協力していくこと、それから公文書館法第四条に定める専門職員としてアーキビストの公的資格制度が創設されることを全国公文書館長会議としても希望し、活動が続けていこうというものです。

3 今後の取り組み

今後は、国立公文書館主催研修への反映、高等教育機関との協力体制の構築、認証制度確立に向けた検討について取り組んでいくこととなります。

皆様方の中には、これから公文書館を作ろう、こういった公文書館機能を作ろうというところが多々あると思いますけれど、そういった計画があるのであれば、全国公文書館長会議にオブザーバーとして参加していくことも可能です。さらに仲間を増やして、全国的に協力してやっていこう、今そういう流れを作ろうとしているところです。

基準書の取組はまだ始まったばかりです。今後、認証制度という

ものが本格的に検討されてくれば、皆様方にとってより身近な問題になってくると思います。その時またこういう場で、皆様のご意見を聴きに來られるとよいかなと思っています。

以上で私からの説明は終わらせていただきます。ありがとうございました。

【追記】

平成三十年十二月十九日に第五回の検討会議を開催し、同月二十七日に基準書を確定しました。確定した基準書及び検討会議における配布資料、議事概要を国立公文書館ウェブサイトにおいて公開しておりますので、ご参照ください。

公文書館の実務上の諸問題

—MLA関連法令等の比較から—

煙山 英俊

はじめに

筆者の勤める秋田県公文書館では、断続的に秋田県内の市町村にうかがい、歴史資料や公文書の管理状況、公文書管理についての条例などについて調査を行ってきた。このような調査は県内をほぼ三巡し、その成果は各市町村に対し、報告書の他、当館が毎年市町村の公文書・歴史資料担当者にお集まりいただき行っている会議などで還元している。

また適切な公文書・歴史資料の管理については、昨今様々なニュースで取り上げられ、その必要性が叫ばれてきているが、こと公文書館の実務上の問題点についてはそれほど進展していないように見える。たとえば私が現在勤務する館は秋田県立図書館との複合施設であるためか、図書館と比較してまだまだ制度上の問題点があると実感する事がある。秋田県立図書館では秋田県内の図書館・公民館図書室の職員を対象に研修会を年間に複数回行ったたり、市町村や学校の図書館などを県立図書館職員が訪問するなど、様々な活動を

行っているが、後述するようにこれらの活動には法的な裏付けがなされている。

だが当館が行っている市町村への公文書・歴史資料の状況に関する調査などは、平成の市町村合併時に総務省から出された通達に合わせて行った経緯はあったものの、恒久的に定められた法令等に基づいて行っているものではない。また前述した会議についても同様である。

平成二十九年度の全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会は「公文書館法三〇年—今、問われる公文書管理—」がテーマであった。大会テーマ研究会の「公文書館法三〇年座談会」および総合討論の中で、早川和宏氏は、公文書館法の成立が、当時の各地における公文書館設立につながった部分がある事も踏まえた上で、「公文書館法は一度も改正された事がない」「公文書管理法制定の時ですら、改正がなされなかった」「公文書館法成立以前から設置されていた館がある」として、その限界を指摘された。では公文書館に関する法令は、どこが問題で何が不備であるのか、整理し考え

直してみる必要性を感じた。

公文書館に関する法令については、小川千代子氏²や早川和宏氏の論考³があり、また公文書館・図書館・博物館それぞれの地域資料に対する扱いを比較した国立国会図書館の図書館調査研究リポート⁴が、法の比較に基づいた解説をしているが、本稿は、現状の地方公共団体における公文書館（以下・公文書館）や公文書・歴史資料の管理等に関する問題点を、公文書館法や公文書管理法などと、図書館や博物館の関連法令と比較しながら整理する事で、公文書館の実務上の問題や、今後の秋田県内における公文書館設置もしくは公文書館機能の充実をはかろうとする市町村への情報提供の方法などについて改善を図っていく事を目的とするものである。

筆者は法律の専門家ではなく、的外れな部分が多々あるかとは思いますが、ご容赦願いたい。

一 設置の基準

地方公共団体が設置する公文書館施設については、国は管見の限り設置・運営の基準を示していない。

図書館については図書館法の

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

という条文に基づく「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」がある⁵。この基準の中で、市町村に対して図書館・図書館分館の設置、移動図書館の活用、当該市町村全域の図書館サービス実施に努めるよう求めている。また都道府県に対しても市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする、としている。さらに図書館施設の床面積・蔵書収蔵能力・職員数などの確保にも努めるよう求めている。

公立の博物館には博物館法第八条で、設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することを求められていることに基づき、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」⁶の中で博物館の設置に関して、

第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

とあり、努力目標ではあるものの、具体的な分野を示して、地方公共団体に対して博物館の設置を求めている。

図書館・博物館の設置を国が地方公共団体に求めているということは、国が両館が果たす役割の重要性を具体的に認識し、広く国民にその機能から得られる利益を享受させるべきだと考えている、と

解釈できる。

これに対し、公文書館の設置については公文書館法第五条があるものの、設置の基準に関しては示されていないし、そもそも公文書館法には設置及び運営上の望ましい基準のような項目がない。「公文書館法解釈の要旨」²では、公文書館法第三条の「責務」とは、法律上の「義務」とは異なり、国又は地方公共団体が、公文書等の歴史資料としての重要性にかんがみ、その保存及び利用に関し、それぞれが適切であると考える措置をとる責務を、本来、国民及び当該地方公共団体の住民に対し負っているということを確認する趣旨のものである。それ故、その責務を果たしているかどうかの判断は、国又は地方公共団体のそれぞれが自ら行うものである。」³としている。図書館・博物館に比べるとやや突き放されたような感があるが、地方公共団体が設立する公文書館は図書館・博物館のような社会教育施設ではなく行政機関であるという位置づけであり、地方自治の考え方からも、その果たすべき「責務」は各地方公共団体に委ねられるということになる。

確かに公文書館法第五条は「公文書館法解釈の要旨」によれば「公文書館を必ず設置しなければならないことを定めている規定ではない」としている。

だが同法の成立から三十年以上経過し、公文書管理に対する国民の関心も高まっていることから、地方公共団体に対して公文書館機能を持つことを国がもう少し強く促すことも必要とされてくるの

ではないだろうか。公文書管理法が制定され、また昨今、公文書に関する報道が増えたことなどもあり、公文書館法が制定された当時よりも公文書・歴史資料に対する国民の意識は高まっていると考えられ、国や地方公共団体の負う責務はより重くなっている。今後に設立される公文書館施設やその機能を担うこととなる部課所はもとより、既設の機関も心して果たすべき責務を果たすことは社会的な要請でもあると考える。

二 運営の基準

公文書館法は公文書館という建物を設置するための法律という色合いが強いせいか、公文書や歴史資料の管理、施設等の管理運営という面については言及が無いことは、前項の設置の基準と同様である。

図書館については「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」の第一 総則 三 運営の基本の中で、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上、市町村立・都道府県立・私立それぞれの図書館の役割などについて定めている。

博物館については博物館法に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」⁴がある。この中で

第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の

方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする

とあり、各博物館において「利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意」しながら「基本的運営方針」を定めるとしていい。これはある程度業務が統一化される図書館と、施設によって様々な性格のある博物館との相違点であり、やはり設立の経緯が多様である公文書館施設にも参考となりやすい。

では公文書館に求められる設置・運営上の基準とはどのようなものだろうか。国立公文書館の「アーキビストの職務基準書」。(以下「職務基準書」)が、アーキビストに求めている職務の内容と遂行要件の項目は次のとおりである。

- No. 1 公文書管理に関する助言及び実地調査
- No. 2 公文書管理に関する研修の企画・運営
- No. 3 公文書のレコードスケジュール設定
- No. 4 公文書の廃棄時における評価選別
- No. 5 公文書の協議による移管

No. 6 寄贈・寄託文書の受入れ判断

No. 7 中間書庫への受入れ・管理

No. 8 公文書の受入れ

No. 9 寄贈・寄託文書の受入れ

No. 10 公文書等の整理及び保存

No. 11 書庫等における保存環境の管理

No. 12 複製物の作成

No. 13 公文書等の目録作成

No. 14 公文書等の利用に係る審査

No. 15 閲覧等への対応

No. 16 レファレンス

No. 17 展示の企画・運営

No. 18 デジタルアーカイブ等の構築・運用

No. 19 情報の発信（研究紀要・講座等の企画等）

No. 20 歴史資料等の所在状況把握

No. 21 他のアーカイブズ機関、類縁機関（図書館、博物館等）及び地域等との連携・協力

No. 22 アーカイブズ機関等職員に対する研修の企画・運営

全二十二項目のうちの十項目は公文書管理に直接関係するものであり、歴史資料の保護・保存などに関する項目は寄贈・寄託文書をその中に含めても三項目であることがこの基準書の性格を表しており、行政機関としての公文書館職員に求められる職務・遂行要

件の色彩が強いと言える。もちろん既存の施設は設立された経緯や特性が多様であるため、公立の公文書館であっても、その全てが、現状でここに記載された職務をこなせるとは到底思えないし、機関の性格によっては求められていない内容も含まれている。だが、地方公共団体の公文書と歴史資料の両方を扱う機関であれば、それにふさわしい機能を備える努力をしていくことは必要であると考ええる。当然これらの要件は、公文書館のみで解決できるものではない。当館のような地方公共団体の機関の場合、公文書管理制度自体の変更を伴う可能性があるため、行政の中の一地方機関にできることは限られてくる。ただし昨今の全国の自治体に見られる公文書管理条例制定の動きの中で、職務基準書の内容ができるだけ活かされることがあれば、適切な公文書管理とともに既存の公文書館施設の機能の充実にもつながるのではないか。

公文書館機能未設置もしくは公文書館機能未整備の自治体においては、どのような性格の機関・施設にすべきか検討する際に、この職務基準書がひとつの参考になると思う。設置に向けたハードルは高くなるように感じるかも知れないが、前述したように基準書の全ての内容を満たしている既設の公文書館施設はほとんどないと思う。各自自治体が住民に対して果たすべき責務に従って、可能な機能に絞って適切に公文書・歴史資料の管理を果たせるようにすれば良いのである。このような基準が示されることによって、各自自治体は目指すべき地点が見えないため、何もしないということではできな

くなってくるのではないか。

三 職員の研修について

公文書館における専門職制度については、前述した職務基準書を含め様々な意見があるところだが、一方で現在公文書館施設に於いて実務に携わっている職員への研修制度の充実も考えていかなければならない課題である。これに関する問題は多いと思うが、ここでは都道府県と市町村との関係について見てみたい。

公文書館における専門職問題は長らく議論されてきたところではあるが、何を学び、どのような資質を身につけることが、日本におけるアーキビストにとってふさわしいのかということについては、まだ確立されていないように見える。

職務基準書に示された職務の内容と遂行要件に対応できるアーキビストを養成する課程を構築するには、公文書をはじめとする記録に関する知識、情報処理能力に加え、展示・広報、行政に関する法令・組織などについての知識、評価選別の実態、古文書など歴史資料に対する知識や調査に関する能力、展示や広報に関する知識などが考えられる。これに加えてレファレンス対応能力など公文書館における実務についての講座も必要だと思うが、当然このような知識は現在公文書館で働いている職員についても必要なものである。

大学・大学院等で専門職を養成する課程が確立すれば、現在公文

書館等に勤める職員が行う研修等の内容についても必要な分野が明確化するため、地方の公文書館等で行われている研修等の内容も充実する可能性が高い。

だが現在、地方公共団体の公文書館等で業務に当たっている職員の資質向上に不可欠な研修制度が確立できないでいることは大きな問題であると考ええる。例えば多くの公文書館施設における公文書の評価選別は、正規の職員と共に行政経験豊富な行政OBの非常勤職員が行っていることが多いが、そのような方々にこそ研修の機会が設けられるべきであると思う。長年経験されてきた行政の論理に史料保存の観点を加えることで、各自治体・地域の特色をよく表すアーカイブズを構築できるのではないだろうか。

図書館・博物館に関連する法令では、司書や学芸員といった資格を持った職員に対し、さらなる研修の機会を通して資質・能力の向上を図る事に対して法的な裏付けを与えている。

例えば図書館では「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村の図書館職員に対し、継続的・計画的な研修の実施、参加を求めている。（第二 公立図書館 一 市町村立図書館 4 職員（二）職員の研修）

また博物館では「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」において、都道府県・市町村の教育委員会に対し、公立博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めることを求めている。

公文書館の分野においては国立公文書館・国文学研究資料館・全史料協・都道府県立の公文書館施設、新潟県や埼玉県、群馬県などの地域における地域史料保存・利用機関の団体などが研修を主催している。

このうち国立公文書館・国文学研究資料館などにおける研修については公文書館法第七条の「内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求めに応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。」が地方公文書館職員の研修参加についての根拠となると考えられる。

だがこの条文は各都道府県の公文書館などが、現在増加しつつある市町村の公文書館や公文書管理担当職員などに対して行う研修等の根拠とはならない。公文書館法ができた平成五年当時には全国に三十四館しかなかった公立の公文書館施設は、平成三十年現現在で七十七館、都道府県が設置しているものだけでも三十八館にのぼる。この全てが図書館・博物館の「基準」で示されているような研修を市町村の公文書管理担当者などに行うことができれば良いのだが、実際には都道府県の公文書館施設もその設立の経緯や形態が様々で、公文書の引き継ぎ・収集などをあまり行っていない機関もあり、このような研修自体を行う環境にないところもあるように聞く。

いずれにしても公文書館法の研修に関する項目には、国と地方公共団体の公文書館との関係しか明記されていない。現在国立公文書

館・国文学研究資料館などが行っている研修は非常に有意義であると思うが、今後増加すると思われる市町村などの公文書館施設あるいは公文書館機能を担う担当者への研修の要望全てに応えることは、物理的にも厳しいのではないかと思われる。図書館・博物館のような形で都道府県が市町村に対して公文書管理についての研修を行うことを制度化するのが難しいのであれば、国が都道府県ごとか、せめて地方ブロックごとに、職務基準書で求められているレベルの研修を行うことが望ましい。もしこのような研修が行われるようになれば、財政の苦しい自治体にとっては非常にありがたい。研修の成果を各自治体に持ち帰った職員による伝達講習の機会も多くなる。公文書館機能を持った地方公共団体が増えれば、研修の内容についても実践的な要望が増え、それが研修の内容にも活かされてくる。地方公共団体への研修の機会を増やすことよって良い循環を作り、公文書・歴史資料の管理がさらに適切な方向に進むことを期待している。

四 行政刊行物の取り扱いについて

公文書館業務で悩ましい問題の一つに、行政刊行物の複写の問題がある。

公文書館施設における資料複写については、著作権法に

第四十二条の三

国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十五条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により歴史公文書等を保存することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該歴史公文書等に係る著作物を複製することができる。

2 国立公文書館等の長又は地方公文書館等の長は、公文書管理法第十六条第一項の規定又は公文書管理条例の規定（同項の規定に相当する規定に限る。）により著作物を公衆に提供し、又は提示することを目的とする場合には、それぞれ公文書管理法第十九条（同条の規定に基づく政令の規定を含む。以下この項において同じ。）に規定する方法又は公文書管理条例で定める方法（同条に規定する方法以外のものを除く。）により利用をさせるために必要と認められる限度において、当該著作物を利用することができる。

という条項があり、認められている。

ただし当該公文書館施設に著作権がない刊行物の扱いについては、各公文書館施設によって対応がまちまちであるように思う。

著作権法では図書館等において、公表された著作物の一部分の複写を認めているが、ここでいう「図書館等」の中には公文書館は含まれるのだろうか。著作権法施行令第一条の三では、図書館資料の複製が認められる図書館等のひとつとして

四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整

理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によって設置されたもの
という条文があり、文言を読む限り、公文書館施設にも当てはまる
とも考えられる。

ただしこれには「図書館法（昭和二十五年法律第一一八号）第四
条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定
める職員（以下「司書等」という。）が置かれているものとする。」
という条件が付く。公文書館における専門職の地位や資格が確立さ
れていない以上、「司書等」に公文書館職員が含まれていないこと
は明白であり、司書などの資格を持った職員が配置されていなか
れば、参考図書・刊行物などの複製は公文書館ではできないことにな
る。本稿は法令の改正などを求めるものではないが、利用者のため
にも今後の公文書館専門職に関する国の動向を注視していきたい。

五 資金の融通

公文書館法第六条には「国は、地方公共団体に対し、公文書館の
設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。」とあ
るが、図書館法・博物館法では、いずれにも「施設、設備に要する
経費その他必要な経費の一部を補助することができる。」という文
言がある。現在、秋田県内でも公文書館を新設する動きが一部の市
町村にあり、既存の遊休施設などを改修し、空き家対策総合支援事

業、合併特例債などを利用して設立の資としていたようだが、図書
館・博物館設立の際のような補助制度は存在しない。平成の大合併
から十年以上が経過し、市町村合併関連の公文書や、広域合併が行
われたことで地域史料にきめ細やかな調査・保護が行われにくくな
っている現状がある。また震災関連の公文書の保存年限も迫ってい
る中で、公文書館施設の整備は各自治体にとって急務の一つである
と考える。公文書管理法附帯決議にいう

十六 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との
併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置
されることを可能とする環境の整備について検討すること。
という文言の内容が具体化し、実現することを切に望む。

六 施設・設備など

これも公文書館に関する法令等にはない項目である。

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」では、

第二 公立図書館

一 市町村立図書館（六）施設・設備

1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を
達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視
聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理
等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。

2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

とあり、さらに都道府県立図書館にはこれらの施設に加えて、研修・調査研究・市町村立図書館の求めに応じた資料保存等が求められている。

博物館では「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」で

第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるように、利用環境

を整備するために必要な施設及び設備

とあり、博物館の基準は、幅広い利用者に対応するための様々な要素が盛り込まれていると考えられるが、資料の保存環境について詳細に言及しているところは参考となる。

これらを踏まえて、公文書館機能を果たすための施設・設備とはどのようなものであろうか。当館での勤務を踏まえて挙げると次のような施設・設備が必要であると考ええる。

- ・ 閲覧室
- ・ 映像資料用閲覧室
- ・ 撮影場所

・ 利用者用ロッカー（史料管理上も必要）

・ 閲覧室外での休憩所（閲覧室での飲食等を防ぐ）

・ 多目的スペース（大型史料の閲覧・会議・講座など）

・ 書庫（保存書庫・中間書庫・古文書等貴重文書書庫・

フィルム等保管庫など）

・ 展示室

・ 荷解き、廃棄準備用スペース

・ くん蒸・消毒用設備

・ 搬入・搬出口

一見したところ図書館の施設と重なる部分が多いように見えるが、閲覧室については絵図など大型の史料を広げられるスペースが必要となる辺りは一般的な図書館と異なる部分もある。また史料の

撮影場所も必要である。図書館では他の利用者が写真に写り込むことはプライバシーの侵害にあたる可能性があるため、非常に敏感であり、それは公文書館施設でも同様であるが、利用者の撮影の機会が多い公文書館施設にとっては必須であると考ええる。紙類が圧倒的に多い公文書館の書庫環境はすでに研究されているところではあり、将来的に基準的なものが作成されるとすれば、博物館の基準で示されているような具体的な内容が求められる。展示室や荷解きなどのためのスペースについては博物館の施設が参考になると思う。

おわりに

以上、公文書館の法制度から、当館のような地方公共団体の公文書館に求められる分野を、日本においてすでに成熟した分野である図書館・博物館等の制度と比較して考えてみた。MLAと並び称される機関ではあるが、社会教育施設である図書館・博物館と公文書館は、その設立の目的からして異質であるため、単純に比較することは危険ではあるとも考えたが、今後の公文書館活動の指針とすべき点もたくさんあったように思う。

本稿は実務上様々な課題がある中で、各自治体とも年々予算が削減されており、公文書館職員の研修がままならない現状から問題意識を持っていたところに、前述した公文書館法三十周年を機とする座談会に接したところから研究ノートとしてまとめてみたもので

あるが、やはり公文書館の専門職問題と、現在公文書館機能に携わっている職員の研修についての問題は両輪として考えていかなければならないと思う。

問題点を整理するつもりだったが、実務上から考えた課題を羅列した報告になってしまい、また筋違いの考えもあるかと思う。ご容赦願いたい。

(古文書班 けむやま ひでとし)

註

① 小川千代子『アーカイブを学ぶ―東京大学大学院講義録「アーカイブの世界」』

② 早川和宏「地方自治体の公文書管理・公文書館的機能の整備」(国立公文書館「アーカイブズ」四十二、「法から見る公文書館制度」(全史料協「記録と史料」No.18、平成二十年三月)など

③ 国立国会図書館カレントアウェアネス・ポータル図書館調査研究レポート「No.9 地域資料に関する調査研究 第4章 まとめ」④ 地域における資料を扱う機関、⑤ 図書館における地域資料、⑥ 文書館、行政情報センター、博物館における地域資料」(平成十九年十一月)

⑦ 全史料協「公文書館機能ガイドブック」では、「公文書館機能整備の基本事項」として、公文書館機能を発揮するための設備・人員などを提示している。

⑧ 「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成二十四年十二月十九日 日本文部科学省告示第一七二号)

⑨ 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」。(平成二十三年十二月二十日)

⑩ 総理府「公文書館法解釈の要旨」昭和六十三年

⑪ 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成二十三年十二月二十日 日本文部科学省告示第一六五号)

- ④ 国立公文書館「アーキビストの職務基準書」(平成三十年十二月)
- ⑤ 「公文書等の管理に関する法律案に対する附帯決議」(平成二十一年六月二十三日、参議院内閣委員会)

本稿を執筆するにあたり、田村均氏からご教示をいただいた。
感謝申し上げます。

| | 公文書館法・公文書管理法など | 図書館法・図書館関連法令など | 博物館法・博物館関連法令など |
|-------|--|---|--|
| 設置 | 〔公文書館法〕 第五条 公文書館は、国立公文書館法(平成十一年法律第七十九号)の定めるもののほか、国又は地方公共団体が設置する。 2 地方公共団体の設置する公文書館の当該設置に関する事項は、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。 | 〔図書館法〕 第十条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕 | 〔博物館法〕 第八条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。 第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。 |
| 設置の基準 | (なし) | 〔図書館法〕 第七条 二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、公立図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを教育委員会に提示するとともに一般公衆に対して示すものとする。 〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕 二 設置の基本 1 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立つて、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。 3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。 | 〔博物館法〕 第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。 〔博物館の設置及び運営上の望ましい基準〕(平成23年12月20日文部科学省告示第165号) 第二条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。 2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。 |
| 運営の基準 | (なし) | 〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕 三 運営の基本 1 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。 2 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。 3 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。 | 〔博物館の設置及び運営上の望ましい基準〕 第三条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。 |

| | 公文書館法・公文書管理法など | 図書館法・図書館関連法令など | 博物館法・博物館関連法令など |
|---------------------------------|--|--|--|
| 専門職 | [公文書館法] 第四条 二 公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする。 | [図書館法] 第四条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。 2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。 3 司書補は、司書の職務を助ける。 | [博物館法]第四条 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。 |
| 専門職の資格 | (なし) | [図書館法] 第五条 左の各号の一に該当する者は、司書となる資格を有する。 一 大学又は高等専門学校を卒業した者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの 二 大学を卒業した者で大学において図書館に関する科目を履修したもの 三 三年以上司書補(国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館の職員で司書補に相当するものを含む。)として勤務した経験を有する者で第六条の規定による司書の講習を修了したもの 2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。 一 司書の資格を有する者 二 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は高等専門学校第三学年を修了した者で第六条の規定による司書補の講習を修了したもの | [博物館法] 第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの 二 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めたる者 2 前項第2号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。 第6条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。 |
| 都道府県と市区町村の職員の研修に関する連携 | (なし) | [図書館の設置及び運営上の望ましい基準] 4職員 (二)職員の研修 1 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。 2 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。 | [博物館の設置及び運営上の望ましい基準] 第十四条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。 2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。 |
| 著作権と行政刊行物等(史料・公文書などの原本以外の刊本)の複製 | [著作権法](図書館等における複製等) 第三十一条国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この項及び第三項において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。 [著作権法施行令](図書館資料の複製が認められる図書館等) 第一条の三 法第三十一条第一項(法第八十六条第一項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める図書館その他の施設は、次に掲げる施設で図書館法(昭和二十五年法律第百十八号)第四条第一項の司書又はこれに相当する職員として文部科学省令で定める職員(以下「司書等」という。)が置かれているものとする。 四 図書、記録その他著作物の原作品又は複製物を収集し、整理し、保存して一般公衆の利用に供する業務を主として行う施設で法令の規定によつて設置されたもの | | |
| 資金の融通 | [公文書館法] 第六条 国は、地方公共団体に対し、公文書館の設置に必要な資金の融通又はあつせんに努めるものとする。 | [図書館法] 第二十条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。 | [博物館法] 第二十四条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。 |

| | 公文書館法・公文書管理法など | 図書館法・図書館関連法令など | 博物館法・博物館関連法令など |
|-------------------------------|---|---|---|
| 施設・設備など | (なし) | <p>〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕</p> <p>第一 総則 二 設置の基本</p> <p>3 公立図書館(法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。)の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。</p> | <p>〔博物館の設置及び運営上の望ましい基準〕</p> <p>第十五条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。</p> <p>一 耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備</p> <p>二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備</p> <p>三 休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備</p> |
| 国と地方公共団体の連携等(研修以外) | <p>〔公文書館法〕</p> <p>第七条 内閣総理大臣は、地方公共団体に対し、その求に応じて、公文書館の運営に関し、技術上の指導又は助言を行うことができる。</p> <p>○公文書管理法附帯決議</p> <p>十五 本法の趣旨を踏まえて地方公共団体における公文書管理の在り方の見直しを支援し、また、国立公文書館と地方公文書館との連携強化を図ること。</p> <p>十六 一部の地方公共団体において公文書館と公立図書館との併設を行っていることを考慮しつつ、より多くの公文書館が設置されることを可能とする環境の整備について検討すること。</p> | <p>〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕</p> <p>第一 総則 四 連携・協力</p> <p>1 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進するよう努めるものとする。</p> <p>2 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。</p> | <p>〔博物館法〕</p> <p>第三条 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。</p> |
| 都道府県と市町村の協力、地方自治体同士の指導・助言・援助等 | (なし) | <p>〔図書館法〕</p> <p>第八条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。</p> <p>〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕</p> <p>第一 総則 二 設置の基本 2 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。</p> | |

| | 公文書館法・公文書管理法など | 図書館法・図書館関連法令など | 博物館法・博物館関連法令など |
|-----------------------|--|---|--|
| 公文書・行政 刊行物等の収 集 | 〔公文書管理法〕 第八条 行政機関の長は、保存期間が満了した行政文書 ファイル等について、第五条第五項の規定による定め に基づき、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなけれ ばならない。 | 〔図書館法〕 第九条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官 報その他一般公衆に対するこう報の用に供せられる印刷 局発行の刊行物を二部提供するものとする。 2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求め に応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その 他の資料を無償で提供することができる。 〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕 第二公立図書館2図書館資料(一)2市町村立図書館は (中略)郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び 主要地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも 努めるものとする。 | (なし) |
| 歴史資料の収 集など | (なし) | 〔図書館の設置及び運営上の望ましい基準〕 第二公立図書館2図書館資料(一)2市町村立図書館は (中略)郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び 主要地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも 努めるものとする。 | 〔博物館の設置及び運営上の望ましい基準〕 第五条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レ コード等の資料(以下「実物等資料」という。)について、そ の所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学 術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状 況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基 本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保 管(育成及び現地保存を含む。以下同じ。)し、及び展示 するものとする。 |
| 展示 | 〔公文書管理法〕 第二十三条 国立公文書館等の長は、特定歴史公文書 等(第十六条の規定により利用させることができるものに 限る。)について、展示その他の方法により積極的に一般 の利用に供するよう努めなければならない。 | 〔図書館法〕 第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び 一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよ うに留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努め なければならない。 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を 主催し、及びその奨励を行うこと。 | 〔博物館法〕 第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成する ため、おおむね次に掲げる事業を行う。 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィル ム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及 び展示すること。 〔博物館の設置及び運営上の望ましい基準〕 第六条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵 する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の 主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に 他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展 示を行うものとする。 |

〈史料紹介〉

「今宮家文書」

村山 純一

はじめに

秋田県公文書館（以下、当館）では、平成五年（一九九三）十一月の開館以来、県内外で所蔵されている秋田藩（久保田藩）の関連資料の調査活動を定期的に実施してきた。そして、必要に応じ、業者委託でのマイクロフィルム撮影や当館職員の撮影によって写真帳を作成して閲覧室に配架し、多くの県内外の方々の利用に供してきた。

昨年度、仙北市角館町の松庵寺が所蔵する「今宮家文書」の調査を行ったが、その史料点数は二三点に及んだ。年代は判明しているだけで、慶長九年（一六〇四）から昭和十年（一九三五）までと幅広く、秋田藩政で重きをなした今宮氏の動向、知行地、系譜、文化的活動等について記されており、近世から近代に至るまでの角館や秋田を知る上でも貴重な史料であると判断した。

そこで、所蔵者の松庵寺と協議の上、当館職員が史料の撮影を行い、写真帳十冊にまとめた。その写真帳は現在、当館閲覧室に配架

している。撮影のコマ数は一、二〇〇コマ以上で、写真帳作成のための編集時間を含めれば、約一カ月の作業時間を要した。なお、松庵寺では「今宮家文書」の原本は、原則非公開である。

本稿では、その内容や資料の性格について、当館所蔵の関連史料と合わせて紹介していくこととする。

一 今宮氏について

当館では、今宮氏に関する史料として、「系図〔源姓佐竹氏今宮三男系図〕」^一、「系図〔今宮氏〕」^二、「今宮文四郎由緒届書」^三等の系図や由緒書を所蔵している。これらの史料を踏まえて、今宮氏とはどのような一族なのかを、まずは述べていく。

今宮氏は、佐竹十五代当主義舜の庶子、永義を始祖とした家で、佐竹家臣座席では引渡衆十五家の筆頭だった。「系図〔源姓佐竹氏今宮三男系図〕」では、永義について「今宮元祖」「初清僧後修験トナル命シテ佐竹領ノ山伏ノ司トス」と記している。永義は仏門に

資料①:今宮家(宗家)の歴代当主の一覧

| | 当主名 | 幼名、元服後の名前、通称など |
|-----|------|-------------------|
| 初代 | 今宮永義 | 大納言、涼松院、今宮元祖 |
| 2代 | 今宮光義 | 大納言、常蓮院、松庵 |
| 3代 | 今宮満義 | 大納言、常蓮院、摂津守 |
| 4代 | 今宮義賢 | 大嶺、又三郎、涼松院 |
| 5代 | 今宮義教 | 大源、又三郎、摂津守、常蓮院 |
| 6代 | 今宮永教 | 右市助、文四郎、外記 |
| 7代 | 今宮義透 | 圭之助、又三郎、大学、光泰、光冬 |
| 8代 | 今宮義敷 | 徳千代、又三郎 |
| 9代 | 今宮義栄 | 欽治、峯穀、又三郎、大学 |
| 10代 | 今宮義雄 | 徳千代、徳之助、又三郎、大学 |
| 11代 | 今宮義顯 | 徳千代、又三郎 |
| 12代 | 今宮義行 | 貞治、出雲、大学 |
| 13代 | 今宮義種 | 菊治、徳千代、徳之助、又三郎、大学 |
| 14代 | 今宮義制 | 斐太郎、大学 |

資料②:歴代秋田藩主の一覧とその在位期間

| | 秋田藩主名 | 秋田藩主としての在位期間 |
|-----|-------|------------------------------|
| 初代 | 佐竹義宣 | 慶長7年(1602)9月~寛永10年(1633)1月 |
| 2代 | 佐竹義隆 | 寛永10年(1633)2月~寛文11年(1671)12月 |
| 3代 | 佐竹義処 | 寛文12年(1672)2月~元禄16年(1703)6月 |
| 4代 | 佐竹義格 | 元禄16年(1703)8月~正徳5年(1715)7月 |
| 5代 | 佐竹義峯 | 正徳5年(1715)9月~寛延2年(1749)8月 |
| 6代 | 佐竹義真 | 寛延2年(1749)12月~宝暦3年(1753)8月 |
| 7代 | 佐竹義明 | 宝暦3年(1753)9月~宝暦8年(1758)3月 |
| 8代 | 佐竹義敦 | 宝暦8年(1758)5月~天明5年(1785)6月 |
| 9代 | 佐竹義和 | 天明5年(1785)7月~文化12年(1815)7月 |
| 10代 | 佐竹義厚 | 文化12年(1815)9月~弘化3年(1846)9月 |
| 11代 | 佐竹義睦 | 弘化3年(1846)11月~安政4年(1857)7月 |
| 12代 | 佐竹義堯 | 安政4年(1857)7月~明治4年(1871)7月 |

入った後に修験となり、その後還俗して武士となった。その上で、父・義舜の命を受けて佐竹氏領内の修験・社人の頭領に、さらに常陸国久慈郡の小里城主となり、今宮氏と称するようになった。今宮氏が秋田に来たのは、当主が永義の子の光義に移った後の慶長七年のことで、佐竹氏の転封に従ったものだった。

そして、平鹿郡増田に居住した後、二年後には角館に移るが、その後まもなくの慶長九年七月八日に光義は六十三歳で亡くなる。そのため、増田に住んでいた時点ですでに今宮家当主の役割は実質的には高齢の光義から子の道義に移っていた。十代当主今宮義雄が作成した「系図〔今宮氏〕」で、増田と角館に移り住んだ記述が道義のところ記されているのも、その一端であろう。ちなみに、その内容は次の通り。

父祖ノ業ヲ継テ寺山ニ居
慶長七年壬寅
公羽州遷封ノ時從テ秋田ニ
來ル平鹿郡増田ニ住セシム
同九年甲辰其部下ノ士卒ヲ
率テ仙北郡角館ニ移リ居ラ
シム

そして、延宝八年(一六八〇)に久保田城下(秋田城下)に移るまで、今宮氏は五十余家の組下給人と三十人ほどの足軽を支配した。また、五代当主今宮義教の代まで佐竹氏領内の修験道を司った。その権限を巡って佐竹宗家と対立するなどし、義教とその子で後の六代当主今宮永教は久保田城下へ居を移ることを命じられ、さらに大館に一時幽閉されました。この出来事について、「系図〔今宮氏〕」には次のように記されている。

延宝八年庚申八月故アツテ

居ヲ移サレン事ヲ請フ

宗見公命シテ秋田城下ニ居ラ

シム猶屢訴テ止ズ天和元年

辛酉小場六郎義武ニ命メ

秋田郡大館ニ幽セシム且其

本寺ニ告テ永ク籍ヲ削ラシム

しかし、享保六年（一七二一）に七代当主今宮義透が秋田藩の家老に就き藩主佐竹義峯の元で藩政改革に尽力するなど、今宮氏は秋田藩内でも重要な役割を担っていた。

義透は「大学」の通称でも知られている。正徳元年（一七一）に出仕した後、享保二年に知行三〇〇石を与えられ、その四年後には家老に就いて知行二〇〇石を加増された。そして、家老として着々と藩政整備事業を進めた義透は、藩主の義峯からも高く評価され、元文元年（一七三六）には知行二〇〇石を、その三年後には松山給人支配の待遇を与えられるなど、藩政に対する功は今宮氏の中でも特筆すべきものだったと言える。なお、ここで述べた義透宛の知行に関する目録や充行状も「今宮家文書」には複数点収められているが、その詳細は後述する。

また、今宮氏は角館にいた時から組下給人と確かな信頼関係を築いていた。それは、今宮家の五代当主義教が藩の制度改革案に抵抗し、延宝八年に藩主佐竹義処から久保田への転住を命じられた際の義教、組下給人それぞれの行動からもわかる。この時、「国典類抄

前篇 嘉部五十一」に記されている請願書を延宝九年に双方で秋田藩家老宛で出した。そこでは、「御国替えが必要ならば、昔、今宮氏が住んだことのある増田に、今宮氏と組下で共に移り住みたい」との旨を両者共に記していた。この要求は受け入れられず、両者は別の地に住むことになってしまいが、今宮氏は久保田に来てからも、給人たちを大事にしてきたことがうかがえる話と言える。

このような今宮家の宗家は、永義に始まり、光義、道義、義賢、義教、永教、義透、義敷、義栄、義雄、義頭、義行、義種、そして十四代当主の義制まで続いた。最後の当主義制は二十一歳の時、戊辰戦争に部隊を率いて参戦した人物でもある。明治二十年頃に東京へ転居し、大正八年（一九一九）一月に亡くなった。

二 松庵寺について

現在、「今宮家文書」の原本は仙北市角館町にある松庵寺で所蔵している。当寺院の正式名称は「萬年山松庵寺」という。今宮光義が常陸国での居城の小里城に即中宗隆（龍門寺八世）を招いて開山とし、今宮氏が開基となって創建した曹洞宗の寺院で、今宮氏の菩提寺となった。松庵寺の名は、「系図〔源姓佐竹氏今宮三男系図〕」にも記されている光義の戒名「浄蓮院殿松庵光風大法印」に因んだものとされる。慶長七年、佐竹氏の常陸からの国替えに随行して秋田に入った今宮氏が角館給人になったことから、松庵寺も角館に移

つたとされる。今宮氏が角館を退去して久保田に移った後は、佐竹北家の保護を受けた。その後、「北家御日記 五〇九」の天明六年（一七八六）四月九日の記事に「今寅剋下中町より出火二而中町上新町岩瀬町下新町大横丁菅沢給人屋敷三十五軒足軽竹原町住居之分天寧寺松庵寺龍泉寺花光院真乘院焼失申候出火と則出馬申候而辰ノ剋過歸」とある大火事によって焼失するも、享和二年（一八〇二）に再建され、現在に至る。

三 「今宮家文書」について

資料点数は計二二一点（当館閲覧室に配架中の写真帳に収められているのは二二九点、二点非公開）に及ぶが、その内容を主な種別ごとに分けた点数はそれぞれ次の通り。

- 系図・家譜・事蹟など・・・七十三点
- 知行地・・・四十三点
- 書状・書簡・・・四十点
- 武術・兵法など・・・十六点
- 一字証文・・・十二点
- 宗教関係・・・十二点
- 儀礼関係・・・十一點
- 文化的活動・・・九點
- 藩政関係・・・三點

- 経済活動・・・二点
- その他・・・十點

「系図・家譜・事蹟など」「知行地」「書状・書簡」の三種類に大別されるものが特に多く、全体の約七割を占める。また、十二点ある「一字証文」も注目される。当館の所蔵資料では、藩主の佐竹氏から出されたものが「一字御書付」の資料名で計二十点あるが、今宮氏宛のものではなく、貴重なものと言える。その他にも武術や兵法、文化的活動に関するものなど多岐に渡り、興味深い。そのため、現在当館で所蔵するさまざまな史料の内容を十分に補完できる史料として、多くの方に利用していただけることを期待する。では、二二一点の資料の中身について、主なものを取り上げながら紹介していく。

1 系図・家譜・事蹟等に関する史料について

「系図・家譜・事蹟など」に分類される史料は計七十三点あり、全体の三割強にもなる（今宮氏の系図が十一點、佐竹氏の系図が十二点）。当館ですでに所蔵する今宮氏に関する系図史料の点数が約二十点ほどなので、その点数の多さは一目瞭然である。こうした秋田藩の系図史料は、佐藤隆氏²⁶、伊藤成孝氏²⁷、伊藤勝美氏²⁸、加藤昌宏氏²⁹などにより、当館研究紀要でも数多くの論考がある。

また、当館では当館貴重文書書庫で収蔵している系図類をまとめ、平成十三年三月に『系図目録Ⅰ』、平成十四年三月に『系図

目録Ⅱ』を刊行した。『系図目録Ⅰ』では系図類三、六五九点及び諸氏系図等に収録された一、二七五家を、『系図目録Ⅱ』では系図類一、八三一点を収録している。その中には、先祖から伝わる血縁関係を線で繋いで書いた縦系図・横系図だけではなく、由緒書・伝来文書・関連資料も含まれる。いわゆる「ご先祖探し」で来館される方を中心に、一般利用者による利用頻度も高く、多くの複製本を閲覧室に配架している他、マイクロフィルム撮影によりその貴重なデータの保存に努めている。

七十三点のうち、年月日が記されているものが二十点以上。そのうち、秋田藩の三代藩主佐竹義処が文書所を設置した元禄九年（一六九六）から十年以内の年月日のものが九点と比較的多く、いずれも今宮氏に関係する内容のものである。義処と四代藩主佐竹義格（義処の子）は、いずれも修史編纂事業に熱心に取り組み、「佐竹家譜」の完成に尽力した。義処は元禄九年、家臣たちに対し、系図、古文書、古記録、覚書等の提出を命じた。そして、藩史編纂局としての役割を担う機関として、先述した文書所を創設し、岡本元朝を文書改奉行に任命した。そして、「元禄家伝文書」の収集と吟味を行うなど、佐竹家譜編纂事業を本格化させていった。義格も父の義処と同様に佐竹家譜の作成に努めた。彼の代に、文書所は「秋田史館」に改称された。秋田史館に関する御青印書や達書などが当館の所蔵史料には十点以上あるが、そのうちの九点は、義処と義格が藩主を務めた元禄から宝永年間のものである。このように家臣から

藩への系図や文書の提出が多かった時期である上、藩に提出する文書ともなれば内容の信憑性や重要性の高いものが多いと期待される。

それでは、ここで文書所（秋田史館）の設置から十年以内の年月日が記された六点の史料について、その内容を翻刻し、年代順に紹介しておく。ただし、系図三点については割愛する。六点のうち五点が今宮文四郎（永教）に関係する書状となっている。ただし、残る一点も、内容から考えて同様な書状である可能性は高い。

（史料1）

「佐竹義重文書につき覚書」（資料番号 今宮〇〇一―〇七）

覚

今宮文四郎

一常陸介義重公御書三通

右三通伝来之文書たる事

頭然也依而仮名実名花押迄

委細写之被載置御記録畢

自然火災紛失等於在之者

以御序被奉願御写拝領せられハ

誠に後代之亀鏡たるべし此者

子孫に可被申伝もの也

文禄十三年九月日

(史料2)

「今宮家伝来文書につき覚書」(資料番号 今宮〇〇一―〇八)

一 永義時代御附人赤津内記小野崎主膳

山田庄右衛門と申候山田断絶赤津小野崎

子孫兩人只今ニ相続仕候得共段々不仕合

とも在之名字計相続之体故家伝等

不明ニ御座候得共相知次第申上候

一 永義卒去之年号月日相知不申候

重而相知申候者可申上候

一 道義に付添従常州参候与力之侍

又ハ其後罷下候書付ハ祖父義賢代ニ

詮儀仕候書付候計候故差出申候

此外古キ物ハ無御坐候以上

元禄十三年十月廿三日 今宮文四郎

(史料3)

「書類書上」(資料番号 今宮一〇〇)

覚

一 義隆公御一字御證文四枚本書

一 系図一通

一 書付三通外御附人之書付一通

一 光義道義證文六枚本書

一 与力侍帳一冊

干時元禄十三年十月廿三日

御文書所安楽院江出之者也

(史料4)

「今宮文四郎書付」(資料番号 今宮〇四五)

覚

今宮文四郎

一 鑑照院様御書四通

一 今宮常蓮院法印道義書五通

一 家人森之坊山田勝右衛門連状巻通

一 先祖組下給人書付巻通

右伝来之文書歴然たるの間委細写之

御記録に被留置畢自然火災紛失等於在之者

被奉願御写拝領せられ後代之龜鑑に備らる

へきもの也

元禄十五年八月日

(史料5)

「秋田史館青印状」(資料番号 今宮〇〇一―〇二)

今宮文四郎家人

赤津内記

小野崎主膳

山田勝右衛門

右先祖江御附人之子孫

之由但勝右衛門子孫断絶之

旨先年以書付被申出

之間内記主膳兩人之

子孫系図記録被仰付

之間其旨可被申渡者也

宝永三年十月日(青印)

(史料6)

「今宮文四郎申渡状」(資料番号 今宮〇〇一―〇九)

今宮文四郎

先祖江赤津内記小野崎主膳

山田勝右衛門と申者御附人之由

勝右衛門子孫無之内記主膳子孫

背之由先年書付被差出候

記録候可被仰付候間右兩人

系図相知次第書付差出候様に

可被申渡候以上

宝永三年十月日

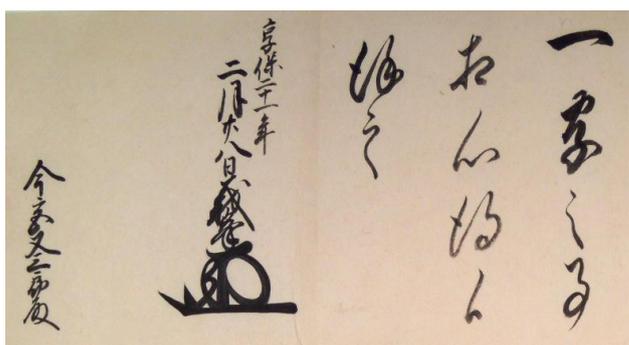
なお、今宮氏の縦系図・横系図の形式のもので年代が記されたものは三点しかないが、元禄十年のものが二点、宝永五年(一七〇八)のものが一点である。「今宮氏系図」¹³⁾と「源姓佐竹氏今宮系図」¹⁴⁾は、義処からの元禄九年の命を受けて書かれたものと言える。宝永五年に書かれた系図は「今宮氏系図」¹⁵⁾で、当時の藩主は義格へと代わる。この系図も先の二点と同様に藩からの提出命令に基づいて書かれた可能性は高いと言えよう。

2 一字証文について

系図資料の内容との関連性も強いのが一字証文である。今宮家文書での一字証文は、いずれも藩主の佐竹氏から今宮氏宛で出されており、藩主の名前のうちの漢字一字を自身の名に使ってよい旨が記されている。例えば、左の二つの写真をご覧いただきたい。写真①と②は、同じ包紙に同封されており、享保二十一年二月二十八日付で藩主佐竹義峯から今宮又三郎宛に出された書状である。当時、義透（又三郎）は、家老として藩政改革に邁進していたが、この証文は、その功績を評価した義峯が義透に対し、自らの名にある「義」



写真①: 「一字証文」(今宮 002-1)



写真②: 「一字証文」(今宮 002-2)

の字を名前に使うことを許可した許可状と言える。写真①では「義」の一字、写真②では「一字之事相心得候謹言」と記されている。他の一字証文の史料も基本的な構成は変わらない。今宮家文書に収録される一字証文を年代順にまとめると、次のようになる(包紙のみものは除く)。なお、資料名は「資料番号 今宮〇〇五―三」が「一字証文写」、それ以外はすべて「一字証文」である。

- 資料番号 今宮〇〇六―一、資料番号 今宮〇〇六―二
- ・年月日 明暦二年(一六五六)三月七日
- ・差出人 佐竹義隆(二代秋田藩主)・・・「義」の使用を許可
- ・受取人 今宮又三郎↓改名後は「今宮義教」

- 資料番号 今宮〇〇五―三
- ・年月日 寛文二年(一六六二)三月十九日
- ・差出人 佐竹義隆(二代秋田藩主)・・・「隆」の使用を許可
- ・受取人 今宮善九郎(今宮宗家四代当主今宮義賢の二男)

- ↓改名後は「今宮隆利」
- 資料番号 今宮〇〇二―一、資料番号 今宮〇〇二―二
- ・年月日 享保二十一年(一七三六)二月二十八日
- ・差出人 佐竹義峯(五代秋田藩主)・・・「義」の使用を許可
- ・受取人 今宮又三郎↓改名後は「今宮義透」

○資料番号 今宮〇〇五―一、資料番号 今宮〇〇五―二

・年月日 享保二十一年（一七三六）二月二十八日

・差出人 佐竹義峯（五代秋田藩主）・・・「峯」の使用を許可

・受取人 今宮欽治（義透の二男）↓改名後は「今宮峯毅」※

○資料番号 今宮〇〇三―一、資料番号 今宮〇〇三―二

・年月日 寛延四年（一七五二）五月二十七日

・差出人 佐竹義真（六代秋田藩主）・・・「義」の使用を許可

・受取人 今宮又三郎↓改名後は「今宮義栄」※

○資料番号 今宮〇〇四―一、資料番号 今宮〇〇四―二

・年月日 明和九年（一七七二）四月朔日

・差出人 佐竹義敦（八代秋田藩主）・・・「義」の使用を許可

・受取人 今宮又三郎↓改名後は「今宮義雄」

※印を付けた「佐竹峯毅」と「今宮義栄」は同一人物である。父の義透は寛永通宝鑄銭事業の失敗によって藩の財政再建が頓挫した責任を取り、寛延元年（一七四八）に家老職を免じられる。しかし、先述した今宮永教は父義教が三代藩主佐竹義処と対立した影響で当時の藩主の名前に使われた漢字を自身の名に使うことを許可されなかったのとは対照的である。義透の鑄銭事業は幕府からの命令で停止を余儀なくされ、その子又三郎（峯毅）が藩主義真から「義」



写真③：「一字証文写」（今宮 005-3）



写真④：「源姓今宮氏系図」（今宮 081-4）

の字を名前の一部として賜ったことから考えても、藩主との関係は義教と永教の時のような最悪の状況には至らなかったと思われる。一方で、義教についても、二代藩主の佐竹義隆からは一字証文が出されているので、藩主交替が今宮家の潮目を変えたようである。また、今宮善九郎（隆利）宛の「一字証文写」（写真③）は、「源姓今宮氏系図」（写真④）の内容を証明するものとなっている。ここでは隆利に関して「義隆公ニ出仕セシム今宮家ノ次男タルヲ以テ公御一字を賜リ・・・（以下略）」という記述が見られる。この内容は、写真③で「隆」の使用を義隆が許可したことを指すものである。

「系図 今宮分流」に見られる峯毅と隆利の名前に関する記述も、同様にこの一字証文がその証明となっており、一つの史料の内

容が他の史料の内容を補完する一例として挙げておく。

3 知行地に関する史料について

知行充行状は藩主から家臣に対して知行地を与える際に出された書状、知行目録はそれに付属する文書で、知行地とその石高の明細を記したものである。四十三点の史料のうち、受取人が今宮氏の知行充行状と知行目録、領地充行状が計二十九点（詳細は資料③を参照）。今宮氏が住居を角館から久保田城下に移して以後のものである。主に現在の県中部から県南部を中心に、幅広い土地が知行地として幕末に至るまでコンスタントに与えられていることがわかる。年月日が記されていないものも二点あるが、一番古いもので元禄二年（一六八九）十二月十五日（史料7）、一番新しいもので文久元年（一八六一）七月二日（史料8）とある。これらは、今宮氏の財産保障に関わる重要な史料と位置付けることができ、今宮氏の秋田藩内での役割の大きさを推し量ることもできる。

史料7の「知行目録」は、今宮永教（文四郎）が、父の義教と共に幽閉されていた大館から久保田に帰ることを許された後、義教の知行四〇〇石のうち一〇〇石を没収された三〇〇石で今宮宗家の家督を継いだ話と深く関わる史料である。この話、「系図〔今宮氏〕」には次のように記されている。

資料③：今宮氏宛の「知行充行状・領地充行状・知行目録」一覧表

| 資料番号 | 資料名 | 和暦 | 西暦 | 月日 | 差出 | 受取 | 備考 |
|----------|-------|------|------|--------|------|-----------|---|
| 今宮053-1 | 知行目録 | 元禄02 | 1689 | 12月15日 | 佐竹義処 | 今宮文四郎 | 義処の黒印あり。包紙あり。包紙には「古 御判紙 元禄2年12月15日御印」とある。 |
| 今宮064 | 知行充行状 | 元禄09 | 1696 | 6月16日 | | 今宮九拾郎 | 今宮065と同じ包紙。包紙には「御判紙杏枚」「正徳2年辰3月25日」とある。 |
| 今宮079 | 領地充行状 | 正徳02 | 1712 | 6月12日 | | 今宮文四郎 他 | 知行地加増分の書上。包紙あり。今宮079と同包。包紙には「御朱印 杏通 今宮文四郎組」とある。 |
| 今宮029 | 知行充行状 | 享保03 | 1718 | 6月14日 | | 今宮善九郎 | 薄井村。包紙あり。包紙には「御朱印三通」とあるが、1通のみ。 |
| 今宮144 | 知行目録 | 享保06 | 1721 | 8月11日 | | 今宮又三郎 | |
| 今宮030 | 知行充行状 | 享保18 | 1733 | 7月4日 | | 今宮大学 | 一日村。包紙あり。包紙には「享保18年丑7月 一日市村御代地」とある。 |
| 今宮054 | 知行目録 | 元文元 | 1736 | 7月24日 | | 今宮大学 | 沼館村など。包紙あり。 |
| 今宮034-4 | 知行充行状 | 延享元 | 1744 | 8月4日 | | 今宮大学 | 岩城村。包紙あり。包紙には「御朱印 1通」とある。 |
| 今宮080 | 知行目録 | 寛延04 | 1751 | 8月12日 | | 今宮又三郎 | 包紙あり。今宮079と同包。 |
| 今宮143 | 領地充行状 | 明和03 | 1766 | 7月8日 | | 今宮徳之助 | 久保村。 |
| 今宮142 | 知行充行状 | 安永06 | 1777 | 7月8日 | | 今宮又三郎 | 金沢東根村。 |
| 今宮129 | 知行充行状 | 安永08 | 1779 | 7月26日 | | 今宮大学 | 包紙あり。包紙には「御朱印 三通」とあるが、1通しかない。 |
| 今宮001-01 | 知行充行状 | 天明06 | 1786 | 7月21日 | | 今宮亦三郎 | 金沢東根村。1枚の包紙に9通同包。包紙には「御書付 一通 御書付四通」とある。 |
| 今宮150 | 知行充行状 | 寛政07 | 1795 | 7月8日 | | 今宮又三郎 | 大神成村。包紙あり。 |
| 今宮056 | 知行目録 | 寛政07 | 1795 | 11月15日 | 佐竹義和 | 今宮源助 | 八幡林村など。義和の黒印あり。元の折り目がほとんど分からず、剥離あり、状態あまりよくない。 |
| 今宮001-05 | 知行充行状 | 寛政11 | 1799 | 7月6日 | | 今宮又三郎 | 大神成村。 |
| 今宮034-1 | 知行充行状 | 寛政11 | 1799 | 7月6日 | | 今宮又三郎 | 包紙あり。4通同封。 |
| 今宮031 | 知行充行状 | 寛政12 | 1800 | 7月4日 | | 今宮又三郎 | 嶋田新田村。包紙あり。包紙には「天保2卯7月26日」とある。 |
| 今宮158 | 知行充行状 | 文化09 | 1812 | 7月6日 | | 今宮大学 | 金沢東根村。 |
| 今宮032 | 知行充行状 | 文化09 | 1812 | 7月29日 | | 今宮大学 | 鯉川村。包紙あり。 |
| 今宮033 | 朱印状写 | 文政04 | 1821 | 7月4日 | | 今宮又三郎 | 包紙あり。包紙には「享保2年酉9月」とある。 |
| 今宮034-3 | 知行充行状 | 文政04 | 1821 | 7月4日 | | 今宮又三郎 | 包紙あり。包紙には「御朱印」とある。 |
| 今宮001-04 | 知行充行状 | 天保02 | 1831 | 7月2日 | | 今宮大学 | 太田村。 |
| 今宮159 | 知行充行状 | 嘉永02 | 1849 | 7月4日 | | 今宮又四郎 | 田子内村。小神成村。 |
| 今宮160 | 知行充行状 | 嘉永02 | 1849 | 7月4日 | | 今宮又四郎 | 道川村。包紙あり。 |
| 今宮001-03 | 知行充行状 | 安政04 | 1857 | 7月2日 | | 今宮徳千代 | 嶋田新田村。 |
| 今宮034-2 | 知行充行状 | 文久元 | 1861 | 7月2日 | | 今宮徳千代 | 大神成村。 |
| 今宮057 | 知行目録 | | | 4月7日 | | 今宮九拾郎 他2名 | 強坂村。今戸村。飯田村。上部欠損。 |
| 今宮146 | 知行目録 | 卯 | | 3月8日 | | 今宮市之助 | 高城村。 |

天和元年辛酉七月十日ニ父
義教ト全ク大館ニ謫セラレ
貞享二年乙丑十一月十九日
宗見公寛宥ノ命アリ

同十二月十二日出仕義教カ
禄四百石ヲ収テ三百石ヲ賜

テ其家ヲ継カシメ班一
降シテ宿老席ニ列ス

藩主の代で見れば、五代義峯の時に
出されたものが五点、九代義和の時に
出されたものが八点と特に多い（史料9・
・義和の黒印あり）。義峯の時代に出された
五点のうち四点は義透宛のもので、
彼が家老を務めた時期と一致する。例
えば、享保六年の家老就任に合せて知
行二〇〇石を与える旨が記された「知行
目録」（史料10）、元文元年に家老と
しての実績を評価されてさらに知行二〇
〇石を与える旨が記された「知行目録」
（史料11）は、先述した義透の話を裏
付けている。「系図〔今宮氏〕」には次
のように記されている。

享保六年辛丑閏七月国相ニ任

セラレ采地二百石ヲ増シ賜

フ（中略）

元文元年丙辰勤勞トシテ采
地二百石ヲ増シ賜フ

以下には、今宮家文書に含まれる知行
充行状と知行目録の中から、ここで取
り上げた五点の史料（史料7〜史料11）
の翻刻を掲載した。

（史料7）「知行目録」（資料番号 今宮〇五三―一）

六ツ成

三百石

今宮文四郎

内百四拾三石六斗九升四合

大神成村

同四拾五石七斗七合

金沢西根村

同四拾壹石七斗七升三合

箱井村

同貳拾六石九斗三升三合

荻生袋村

同拾八石八斗四合

天神堂村

同拾五石八斗五升七合

内小友村

同三石三斗五合

四ツ屋村

同貳石貳斗壹升七合

心鑑村

同壹石七斗壹升

橋本村

元禄二年十二月十五日（黒印）

（史料8）「知行充行状」（資料番号 今宮〇三四―二）

覚

当高六升四合
仙北郡
大神成村
上り地

右者去申秋調大神成村知行之内
堰下成候代知右同村上り地之内ニ而
当酉年より相渡申候以上

文久元年酉七月二日御金蔵

今宮徳千代殿

(史料9) 「知行目録」 (資料番号 今宮〇五六)

六ツ成

百石式升四合

今宮源助

仙北郡

内三拾四石七斗七升式合

八幡林村之内

同郡

同七石三斗壹升七合

上宮田村之内

同郡

同五石五斗三升八合

卒田村之内

同郡

同拾四石四斗七升
開
八幡林村之内

同郡

同三石三斗三升三合

同

境田村之内

同郡

同壹石九斗式升壹合

同

剃卷村之内

同郡

同拾九石五斗九升九合

同

卒田村之内

同郡

同壹石八斗九升

同

下桧木内村之内

同郡

同四石三斗四升三合

同

西明寺村之内

平鹿郡

同六石八斗四升壹合

同

清水町新田村之内

寛政七卯年十一月十五日(黒印)

(史料10) 「知行目録」 (資料番号 今宮一四四)

覚

高式百石

今宮大学

此配当

御代官立原惣左衛門

一当高七石

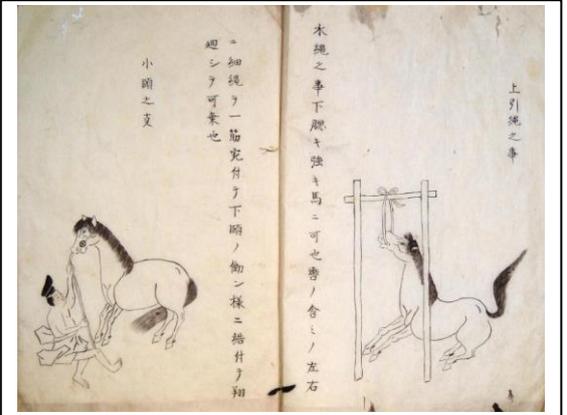
沼館村

| | | | |
|--------------|---|---------|-----|
| 一同高六石 | 同 | 右同人 | 上り地 |
| 大田むら | | | |
| 上り地 | | | |
| 一同高拾石 | 同 | 右同人 | |
| 湯尻むら | | | |
| 御開 | | | |
| 一同高式拾石 | 同 | 江橋友右衛門 | |
| 赤平境田村 | | | |
| 上り地 | | | |
| 一同高三石四斗 | 同 | 杉山与一右衛門 | |
| 大神成村 | | | |
| 上り地 | | | |
| 四升四合 | | | |
| 右高合式百石 | | | |
| 右者御加増地形右村々ニ而 | | | |
| 当丑年より相渡候間物成 | | | |
| 諸役銀受納可有之候以上 | | | |

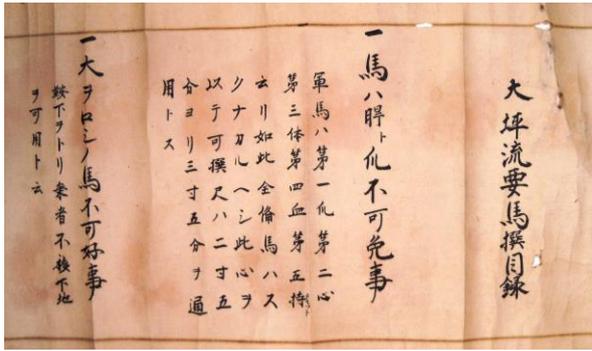
享保六年丑八月十一日御金蔵

4 武術・兵法に関する史料について

これに関する史料は十六点あるが、そのうち「大坪流」もしくは「大坪本流」の目録や免状が十点ある他、「馬を縄で固定する方法」についての冊子^⑤（写真⑤）もあり、馬術に関する史料が特に多い。大坪流は室町前期に大坪慶秀によって、大坪本流は江戸中期に大坪流八代斎藤求馬の門人・斎藤主税定易によって始められた馬術の流派である。「大坪流は創設以来、歴代の将軍および優勢なる諸藩の馬術師範として崇敬された」とあるが^⑥、大坪本流を含め、これら二つの流派に関する史料が当館では既に一〇〇点以上ある。また、年代が書かれているものに限れば、「大坪流要馬撰目録」（写真⑥）が元文五年、「大坪流軍馬目録」^⑦が宝暦三年（一七五二）



写真⑤：「馬を縄で固定する方法についての冊子」（今宮 010）
 ・縦 24.5cm×横 17cm で丁数は 22 の冊子。生き生きと描かれた馬の挿絵と共に、馬を縄で固定するためのさまざまな方法が記されている。巻末には大坪流や大坪本流など馬術の各流派の祖と継承者の名（大坪流は 8 名、大坪本流は 3 名）も記されている。



写真⑥：「大坪流要馬撰目録」(今宮 116)

と江戸中期に、「大坪本流常馭鞭目録」と「大坪本流常馭外目録」が文化八年(一八一)で、「大坪本流常馭免状」が文政五年(一八二二)と江戸後期のものである。江戸中期に開かれた大坪本流も年月を経て佐竹氏領内に伝わってきたことがわかる。佐竹氏領内で大坪流と大坪本流の奥義を踏まえて、馬術を含めた武芸に励む武士が多かったのは間違いないであろう。

馬術以外の史料としては、斎藤伝輝房勝秀を祖として開かれた天道流(天流)に関するものも今宮家文書には三点含まれる。剣術を中心として槍術、長刀術、小具足、手裏剣などの様々な武術を広く包含しており、江戸中期以降に組織の整った兵法の流儀として大成したとされる。馬術のものとは比べれば、当館所蔵の史料数は十二点程しかないが、当時の武士が馬術や剣術など様々な武芸に傾倒していたことを示すものと言える。

また、今宮宗家の当主の中では、五代の義教が非常に恵まれた体格で腕力のある人物であり、また、武芸にも秀でていて、柳生心影流剣術と新天流槍術に優れた人物だった。そのため、今宮氏の給人たちに剣術や槍術が浸透していったことも理解でき

る。戦の少ない江戸時代だが、武芸に関する史料もやはり貴重なもののは間違いない。

5 文化的活動に関する史料について

まず、写真⑦をご覧ください。こちらは、秋田藩五代藩主佐竹義峯の娘栄姫様が八歳の正月に書いたとされる史料である。正月なので「書き初め」として書いた可能性がある。当館所蔵の「佐竹栄姫様御筆」は類似史料だが、そこらには享保十二年(一七二七)と記されている。どちらも解説困難な史料だが、特に、この写真⑦の史料は正月に書かれており、家族や親戚を含めみんなで子供の成長を祝う気持ちは、いつの時代も変わらないと感じさせる史料である。

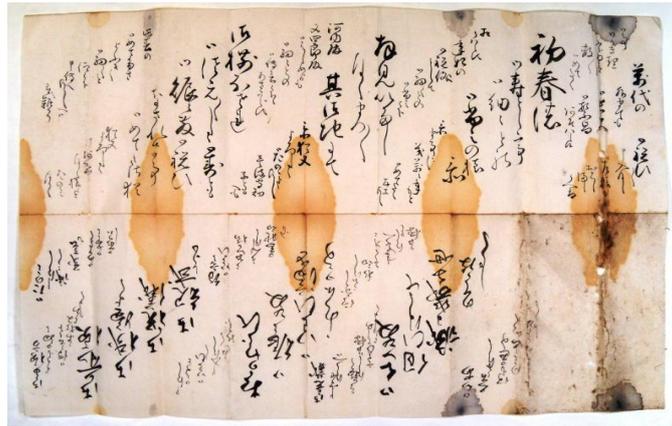


写真⑦：「栄姫筆跡」(今宮 008)

こちらは書道の一例として挙げることにするが、和歌、俳句、漢詩などの芸術作品や文化的活動に含まれると考えられる史料は今宮家文書の中に九点ある。全体で見れば点数は多くはないが、文字の配列に特徴があったり、その背景に紅葉などの挿絵が描かれていたり、随所に美しさを感じさせるものが多い。



写真⑧：「俳諧書上」（今宮 072）



写真⑨：「和歌書付」（今宮 168）

おわりに

ここまで、系図・家譜類や知行充行状などを中心に、「今宮家文書」の内容を紹介してきた。限られた時間と字数制限、筆者の拙い知識と文章力ではその素晴らしさと有益さを伝え切れたとは言い難い点をご容赦いただきたい。

冒頭でも述べたが、元禄期から明治初期にかけての今宮氏の動

向、知行地、系譜、文化的活動などを確認できるこちらの史料は本
当に貴重なものである。特に、系図・家譜類や知行充行状・知行目
録などはその内容を辿るだけでも、秋田藩内での今宮氏の役割の大
きさを実感することができる。その意味で、当館職員による史料の
調査、撮影、写真本の作成とその当館閲覧室への配架に協力してく
ださった原本の所蔵先である松庵寺様には心より感謝申し上げます
。また、松庵寺では、原則非公開となっていることも重ねて述べ
ておく。

今回はすべての史料について触れることはできなかったが、それ
らの資料と当館の膨大な所蔵史料を合わせて考えていくことで、今
宮氏の動向や近世の秋田の様子をさらに深く辿れるものと考えら
れる。それについては引き続きの検討課題とし、またいつか述べることと
する。

（古文書班 むらやま じゅんいち）

註

- ① 「系図〔源姓佐竹氏今宮三男系図〕」（A二八八・二一〇六五三）
- ② 「系図〔今宮氏〕」（A二八八・二一〇〇七三）
- ③ 「今宮文四郎由緒届書」（県B一七〇五）
- ④ 「国典類抄 前篇 嘉部五十一」（AS二〇九一七五五一一）
- ⑤ 「北家御日記 五〇九」（AK二二二一一五〇九）
- ⑥ 佐藤隆「秋田藩の系図史料について―系図史料の整理と系図目録の編集―」（『秋田県公文書館研究紀要』第七号、二〇〇一年）

- 7 伊藤成孝「岡本元朝と家譜編纂事業について」(『秋田県公文書館研究紀要』第十三号、二〇〇七年)
- 8 伊藤勝美「秋田藩の諸氏系図について」(『秋田県公文書館研究紀要』第四号、一九九八年)
- 9 加藤昌宏「『元禄家伝文書』に関する一考察」(『秋田県公文書館研究紀要』第六号、二〇〇〇年)
- 10 「国典類抄 前篇 嘉部三十八」(AS二〇九—一七五—三八)
- 11 「今宮氏系図」(今宮〇八一—一六)
- 12 「源姓佐竹氏今宮系図」(今宮一二二—〇一)
- 13 「今宮氏系図」(今宮一〇三)
- 14 「系図 今宮分流」(今宮〇二〇)
- 15 『国史大辞典 第二卷』(吉川弘文館、一九八〇年)
- 16 「大坪流軍馬目録」(今宮一二一)
- 17 「大坪本流常馭鞭目録」(今宮一二〇)
- 18 「大坪本流常馭外目録」(今宮一一九)
- 19 「大坪本流常馭免状」(今宮一一八)
- 20 「佐竹栄姫様御筆」(AH二八九—二四七)

参考文献

- 『今宮氏と松庵寺にねむる人々』(吉成直太郎、一九六三年)
- 『角館誌 第二卷』(『角館誌』編纂委員会、一九六五年)
- 『角館誌 第三卷』(『角館誌』編纂委員会、一九六七年)
- 『角館誌 第四卷』(『角館誌』編纂委員会、一九六九年)
- 『国史大辞典 第二卷』(吉川弘文館、一九八〇年)
- 『国史大辞典 第九卷』(吉川弘文館、一九八八年)
- 『日本国語大辞典 第八卷』(小学館、一九八〇年)

〈史料紹介〉

湊九二―二二「郡方吟味役勤中日記」

文政十一年子正月 国季

はじめに

当研究紀要第十九号から、当館寄託「湊文書」より湊国季（曾兵衛）の御用日記を紹介している。

「湊文書」及び湊国季の概要は、研究紀要第十九号に述べているので参考にしていただきたい。本号では「郡方吟味役勤中日記」（湊九二―二二）を紹介する。「郡方吟味役勤中日記」は、文政十一年一月から六月の分が欠本となっている。紙幅の都合で今回は文政十二年（一八二八）七月から九月までとし、十月以降については次号で紹介する予定である。

未読の箇所は□で示している。紀要本文の体裁に合わせて翻刻してあるため、行替えや行頭の位置が原本とは一致しない場合がある。その他、不明な点は原本で確認していただきたい。

【日記本文】

同廿五日

一 吉田村朝出立、荒瀬村江着、今明日荒瀬村にて御諍馬致候付〔吉田村より荒瀬村にて壺里半之よし、此間ニ吉田とニ梨と之間ニ舟場渡シ、馬ハ吉田よりとニ梨と双方より右之舟渡江差出シ継立候、右壺里半之内吉田より登りニハ同村支配郷えくろ内村、三梨村舟渡ハ此間也、銀山町・畑町・荒瀬村何レも家並甚不立、銅山之為不少余勢有之よし、至て少高、家数多近年來別て困窮ニ相成候よし、何方も雄勝・平鹿杯と違ひ無付人高ハ扱置、御高筋下免、其上高少之至銅山金堀体之風俗押移甚奢候為困窮ニ相成候様と被考候〕

同廿六日

一 今朝五ツ時前支度致候て、小沢銅山一見ニ罷越、御諍以前四ツ頃ニ宿元江罷帰候、右一見致度義昨日銅山方吟味役此節詰綿引孝藏・国安小一郎江手紙を以申遣候、御勘定奉行富田治兵衛初て回

山三付、兩人衆ハ小沢ニ居不申候〔荒瀬村より小沢銅山迄拾丁余、銅山之金數數ヶ処ニ相見得候、家數五百軒余之よし、金堀ハ敷口ニ家作住居故誠ニ右通ニ有之候、此節銅山方相応之よし、一度ハ一見可致処也〕、

一 昨今諍ニ相成候駄才才・三才合百四匹〔但内三才壹匹役銀なし、見捨〕、

一 駄三才差出候分左之通、村名ハ違〇候得共無殘荒瀬村枝郷也、物名ハ荒瀬村ニて候、九拾八匹〔但内壹匹見捨諍代錢共〕

一 拾壹匹〔百五拾五貫六百元〕 本郷

一 七匹〔百四拾四貫三百文〕 荒瀬川村

一 四匹〔七拾四貫六百元〕 かや草村

一 四匹〔八拾四貫六百元〕 伏影村

一 六匹〔五拾貳貫六百元〕 笑内村

一 拾貳匹〔九拾貳貫八百元〕 根子村

一 拾貳匹〔百三拾五貫四百文〕 幸屋渡村

一 拾匹〔百四拾三貫百文〕 幸屋村

一 八匹〔百三拾貳貫百文〕 比立内村

一 拾匹〔百貳拾八貫貳百文〕 戸島内村

一 九匹〔百六拾九貫四百文〕 中村

一 五匹〔九拾壹貫三百文〕 打当村

一 駄才差出候分左之通、但諍代錢共、

一 壹匹〔八貫百文〕 幸屋村

一 貳匹〔拾五貫四百文〕 比立内村

一 貳匹〔貳拾四貫八百元〕 戸島内村

一 壹匹〔八貫百文〕 中村

一 駄才才・三才御役銀之分合百三匹、但壹匹貳匁宛、

此文銀貳百六匁也

此代貳拾壹貫六百三拾文、但百五文替

右諍代錢合千四百五拾八貫四百文

内千四百貳貫文、駄三才之代

同五拾六貫四百文、同貳才之代

右馬引錢合五拾八貫三百三拾六文

内五拾六貫八拾文、駄三才之分

同貳貫貳百五拾六文、同貳才之分

一 御役銀代并馬引錢合七拾九貫九百六拾六文、

同廿七日

一 昨日迄ニ御諍御用濟ニ相成、今日荒瀬村出立、米内沢村昼食、

鷹巢村泊〔駒頭長八ハ今日同様出立ニ而山道掛五十目越、〇荒

瀬より鷹巢迄ハ九里之よし、此間ニハ処々小川有り、米内沢ハ

町場ニ而大阿仁江通り候、諸品能代より此村迄舟ニ而来り是より

小舟ニ而銅山江行候よし〕、

同廿八日

一 鷹巢村出立、綴子通ニ而坊沢村昼食、小繫村ニ而泊〔鷹巢村より小繫迄三里也、小繫江九ツ頃着、夫レより籠山江行、銅より銀絞リ候処一見、高石山江登山、是ハ誠ニ堅石五丈六丈之大石並、難筆紙尽、又夫レより七座之天神、是ハ小繫江向候山ハ無残大石、其下米代川之流なり、誠ニ景地也〕、

同廿九日

一 小繫村出立、鶴形村昼食、森岡村泊〔小繫より森岡迄九里之よし、扱小繫と荷上場村之間ハ秋田・山本之境、此渡七座之渡ニ而大渡なり、米代川と藤琴川と之両川筋之落合也、夫レより切戸石村ハ荷上場村之間ニ右川之大渡有り、何レも御領内ニハ右両渡位之大渡ハ無之、就中小繫之渡ハ珍敷大渡也〕、

同晦日

一 森岡村出立、大久保村ニ而昼食、在処八ツ半頃着致し候、則役頭江只今罷帰候段罷出候て御届致候、

七月朔日

一 今昼同役小川敬内江御諍馬之御役錢并馬引錢帳面共ニ取揃持参、敬内江直々相渡候ゆへ請留をも取り不申候、右錢員數ハ村限ニ記置候ゆへ略ス、

同二日

一 御評定処并役処出勤、晦日罷帰候段相届申候、
一 西馬音内堀回村七右衛門御呵ニ而居候処御免之段被仰渡候ニ付、其段則申渡候〔但岩野養蚕屋ニ罷有候故当人江直々申渡候、肝煎江御免為致之手紙今日差遣候〕、

一 西馬音内寄郷村勘兵衛御製菓弘処被仰付、先年より相勤罷有候処、旧冬ニ至上納ニ相成兼御苦柄ニ相成、右書載認不宜候ゆへ今日駄送ニ而当日迄之内不納錢残菓并書載共ニ親類之者を以上納可致候義申遣候、

同七日

一 御檢地役より此間相渡候左之書附今日駄送ニ而湯沢詰仁平礼蔵江書状差遣候ゆへ、右江同村親郷西馬音内堀回村肝煎江書状ニて可相渡候段申遣候、

覚

国安又左衛門支配処吟味役

雄勝郡林崎村より願申出候ハ、御地頭石井内蔵助殿御分当高拾石五升六合、去ル戌年分地御蔵入ニ相成候、右御高御宥赦付ニ御座候て御田地之義ハ地詰高免、御収納立行足不申候、万一右御引上ニ相成候てハ荒地ニ相成候外無御座、元形御宥赦被附下、御田地荒地ニ不相成候様被成下度願上候付、御檢使被差越御吟

味被遂置候処左之通、

一 右之通御尋被成置候ハ、誰御檢使ニ而御宥赦被附置候哉御尋被成

置候処、右御田地之義ハ御本田面六ツ式步上田・中田地詰高免

故、御役立間ニ似合不申、先年願上当高拾壹石二斗五合江三石式

斗式升壹合御宥赦被附下罷有候処、去ル戊年当高拾石五斗五升

六合上り地ニ相成候内、七斗壹升六合免違ニて相除、残位田江相

当ル同高九石八斗四升江地頭前之通御宥赦被下置度申出候ニ付、

御蔵給分御割合を以差積左之通、

一 当高九石八斗四升

上り御蔵分

此御宥赦高式石八斗四合

此御助成米壹石六斗八升式合

一 同高壹石四斗六升五合

此御宥赦高四斗壹升七合

石井内蔵助分

右之通上り地御蔵分去亥年より丑年迄三ヶ年御助成米被下置、

石井内蔵助分当子年より御宥赦高被仰付候、

右之趣御評議之上相濟被仰渡候間、此旨村方江可被申渡候、以

上、

子六月

境田助平

宮藤清馬

信太理兵衛

覚

国安又左衛門支配処吟味役

当高式斗五合

上至米村

内壹斗八升八合

関茂助分

同壹升七合

大瀬掃部分

右御高之義ハ屋敷高二御座候処、先年より宝正院と申山伏屋敷

ニ而罷有候処、宝正院子孫も無之郷中江上り屋敷ニ相成、御收納

之義ハ御地頭より御内宥赦ニ而罷有候得共、五斗米始諸連貫之義

ハ郷中弁上納迷惑千万ニ奉存候間、右屋敷畑高二御張紙被成下

度奉願候ニ付御檢使被差越御吟味被遂置候処、先年より山伏住

居ニ而郷中ニハ付人附ニ相成候もの無之、八嶋より参候者畑高二

被成下候ハ、付人附ニ相成可申上候付、畑ニ成減目ニ相当候分

当子年より寅年迄三ヶ年休高二被仰付候、

右之趣御評議之上相濟被仰渡候間、此旨村方可被申渡候、以

上、

子六月

境田助平

宮藤清馬

信太理兵衛

同十七日

同十七日

一 今朝役頭御宅江罷越、御伺之上御呵御免ニ相成候ゆへ直々湯沢御

役屋詰藤田又兵衛迄、当人共江申渡呉候様申達候、

下院内村 彦右衛門

倉蔵

当二月中博奕之為一村払被仰付候処、此度御免、

中仙道村 肝煎・長百姓

当五月中売薬之義二付、御用農事之外御呵之処、此度御免

八月四日

一 前郷村勘兵衛御製薬取次相勤罷有候処、当人至て困窮二相成、

百六拾貫文余之不納年賦願申立罷有候処、御製薬役処之方にて之取調、当人不納分ハ式百八拾貫文余二候へハ余り不都合ゆへ聡と取調可申趣、同村肝煎迄書状を以申遣候得共一向ニ其筋不相分候ゆへ日延之段申上候処、左よふ延々ニ不相成訳は御勘定方江も役頭より御掛合被成置候よし、依て明日より回在致候付其段申上候て御評定処江罷出御届申上候、

同五日

一 今日より回在二付、在処出立、戸嶋村ニ而昼食、刈和野村泊、

一 郡方御備高・同御撫育御備高御皆済二付、右諸帳面之分無残今日跡部惣兵衛相頼候二付差遣候、

同六日

一 刈和野村出立、六郷村ニ而昼食、横手町泊、

同七日

一 横手町出立、湯沢御役屋ニ而昼食、前郷村江着、

但シ前郷村御備蔵ニ有之候古米、今年作並相応、其上米直段宜候ゆへ御払可被遊候付、右口米と惣員数取調可仕送之段又兵衛江申伝とふて、我等事外御用も有之居掛り候故、又兵衛手違無之候ハ、右世話可致被仰含、幸ひニ又兵衛手透ゆへ同道、前郷村江参候、

同八日

一 足田村肝煎多右衛門罷越候故、先頃御檢地役より相渡候右村々郷絵図壹枚也相渡候、

一 今日より勘兵衛御製薬代不納吟味ニ取掛申候、

同九日

一 両西馬音内寄郷共罷越候ゆへ当作毛之義相尋候処、未夕早稲・晚稻ハ猶更あからミ兼候ゆへ、毛見願は廿四日ニ取纏、廿五日迄ニ精々吟味相尽候上ニ差出可申度、無左候ては願高多ク有之恐入候間、右之通ニ致具候よふ申聞ニ候ゆへ、外ニケ親郷之方江も取合可申段申含候、

同十日

一 津軽様当十一日横手御泊、十二日院内御泊にて御登二付、又兵

衛舟場前御用ニ付今日より横手江罷越候ゆへ、其跡米造立方江我等出勤致候、

一 組合矢右衛門江今日手紙を以毛見願廿五日ニ取纏ひ候て可差上、無左候ては願高莫太ニ罷成、未夕いつ方迎も一円程ニあからミ不申、此段役頭江可被仰上申遣候、

同十一日

一 上仙道村両肝煎春中不調法有之御過代被仰付候処、右之分郷中高割家掛ニ致候段御聞及、段々其筋御吟味ニ相成候処無相違郷中江割渡候ニ付、郷郷立会割返シ可為致被仰付候、然ハ割戻候義ハ甚不審之事も承り候ゆへ此度猶吟味ニ及候処、割返シ候ニハ無違候段役頭申上候、猶右御処シ方御指揮御座候よふニ申上候、
一 輕井沢村九十郎江被仰付候、蚕種紙堀回村肝煎より寄郷村々江右種紙之外求メ候義不相成趣回状を以申渡候段久府江相聞得候ゆへ、一昨晚肝煎取尋候処、回状ハ差出候得共好之者ハ願可申出と申渡候趣故、役頭より被仰付候通右種紙ハ山内六ヶ村、堀回村之外ハ御渡難被仰付候ゆへ、其義我等より回状ニて申渡候、尤好之者江斗可被相渡、右之通一昨晚申渡候、右之趣并右村寄郷之内好之者も御座候ハ、拝領罷成間敷候哉、無左候ては不少殘種ニ罷成候間、御伺之段申上候、
一 勘兵衛不納錢取調候処、内通混雜之義共御座候て尺取兼、些と延引ニ罷成候段共ニ右件々今日堀回村第助出府候ゆへ、手紙

相認候て差上申候、

同十二日

一 御備米造立ニ付御備蔵江朝より出勤、
一 又兵衛御用済ニて立戻候ゆへ、一昨日より之造立ニ相成候、俵数并本石員数共之書附我等手控之帳面之俣ニて直々相渡申候、
一 先頃御檢地役より相渡候書附左之通追而村方江可相渡、

覚

国安又左衛門支配処吟味役

雄勝郡中村より願申上候ハ、当高式石七斗九升八合、文化年中より休高二相成候処、去々年中より格別之御吟味ニて精々手入仕、去亥年より右御高休明ニ相成候処、御高免之在処ニて御収納間似合不申候間、御助成米被下置度奉願候ニ付御檢使被差越、御吟味之上当年より辰年迄五ヶ年為御助成米三斗九升御撫育御備之内より被下置候間、龜田ニ不相成候様守護可被致候、以上、右之趣御評義之上相済被仰渡候間、此旨村方江可被申渡候、以上、

子七月

佐藤兵吉

岡村源藏

妹尾正吉

同十三日

一 御檢地役より相渡候書付今日横堀村肝煎罷越候ゆへ、直々可引渡段申渡、右肝煎江相渡候、

同十四日

一 今日駄送を以今年より年数明ニ相成候分御助成御宥赦左之村々、

一 御助成米 前郷村

一 御助成米 大久保村

一 御宥赦 野中村

一 御宥赦 新町村

一 御宥赦 大戸村

一 御助成 大沢村

一 御宥赦 二条道村

一 御高川欠御檢使願 □卷村

一 御張紙願 □卷村

一 毛見日延四ヶ親郷より之願書

右之通願書片岡矢右衛門・跡部惣兵衛・仁平礼蔵名前にて今日

久府江仕送、役頭江差上候様申遣候、

同十五日

一 今夜七ツ時過久府より御備米積下之義広相成評判にて、湊米相場も甚ゆるミ候よし、依て御見合ニ相成候ゆへ積下申間敷段申来候、猶舟場江差出候分ハ其俣浜蔵ニ可差置、未夕不差出分ハ御

備蔵可差置、出来俵員数可申上之段申来候ゆへ取調申遣候、

同十六日

一 又兵衛御用済にて湯沢江罷帰候、

同十七日

一 勘兵衛御製薬代差引書猶当人御備より拝借之分共取調、御判紙添にて今日矢右衛門より仕送差遣候、

覚

一 調錢貳百八拾貳貫五百文

右ハ勘兵衛御製薬代是迄不納分

内五拾六貫九百九拾六文

右ハ村々江小売滞代死・潰・欠落にて郷弁ひにて之

上納ゆへ早速取立兼候分

同拾貫九百四拾文

右ハ御製薬処御手代武田四郎右衛門と申者江杉板

積下代にて勘兵衛江可相渡、為替手形壹枚

但シ此為替手形ハ当月四日右役処江出勤、高橋武

右衛門江渡置候分

同三拾四貫九百四拾文

右ハ今日矢右衛門江仕送候分

但シ此分小判にて五両、南鐮壹□正錢にて九拾

文

内ノ百貳貫八百七拾六文

残百七拾九貫六百三拾三文

右ハ勘兵衛正不納ニ相当候分

外ニ

一 調錢四拾貫文

右ハ戌年御備より五拾貫文五ヶ年割返上残

一 文金四兩也

右ハ戌年商人拝借九兩貳分拝借返上残

但シ此分惣商人共連印ニて弁ひ上納之御定ゆへ、昨

日弁ひ上納為致候得共右被返附候て本人勘兵衛より

年割ニて上納之事ニ申遣候、

一 役頭今日書状を以堀回村肝煎より差出候回状吟味ニ相及候処、

全好之者ハ願可申立と之段并昨年御渡之種紙不作仕候義吟味ニ

相及候処、是又無相違候段共ニ申上候、山内六ヶ村之外種紙願

出候村々有之候間、取調御伺申上候、猶昨年村々江拝領之種紙代

不作ニ付五拾三枚之代ニて貳拾四貫文余取立、多三郎方江入置、

相残ハ御捨被成下度願ゆへ、此段をも御伺ニ相及候、

一 今日より当処鎮守祭礼ニ付角力三日相免シ候段、矢右衛門江今日

直々申遣候、

一 横堀村寄郷之内役内・沢目・寺沢・上院内之方共多分之虫附之

段申出候ゆへ、先ツ熊蔵江回村見分形久府江被仰遣可被下候趣申

遣候得共、我等も見分可致候ゆへ、前郷村出立、横堀村ニて昼

食、院内江罷越候処、熊蔵江行逢候ゆへ同様見分致候処、一円ニ

出穂ニ相成兼候も有之、又植候節之通之俣ニて候分有之、誠ニ

絶作同様之分多有之当惑之至ニ候、今晚横堀村ニて熊蔵同様一

宿、

同十八日

一 横堀村ニ御用有之、昼食後御役屋参候、

但シ熊蔵今朝横堀村出立、右村并寄郷之内小野・桑崎田面見分、

御役屋江参候、

同十九日

一 熊蔵・我等連名ニて虫附悪作見分形、今日御役屋より役頭江申上

候、我等直々前郷村江引移候、

同廿日

一 一昨役頭より御備米造立ニ相成候分、猶印シ等之義具サ可申上

被仰下候ゆへ、昨日湯沢より一ト通大旨ハ申上候得共、今日左

之通相認申上候、

惣御造俵出来数千七百七俵

内千三百九拾俵

舟場江差出候分
但シ無残戌年米小口江ニツ赤星之印シ

此内八俵ハ戌年米ニ候得共至極宜敷分ゆへ、申年米

同様ニ御座候間、小口江一ツ赤星之印シ也、

同三百拾七俵

御備蔵江造俵之俵ニテ差置候分

内式百三拾三俵

申年米

同三拾九俵

未年米

但シ此分申年米同様ニテ至極之米ニ御座候、

同四拾五俵

戌年米

但シ此口五拾三俵造表ニ相成候、なんと申候事か至

極宜敷申年米ニ紛無之、依て小口江印シ赤一ツ星ニ仕

候、八俵ハ舟場江差出候残米ニ御座候、

当処御備蔵ニ有之候古米左之通

申年米

一 五拾九石九斗八升八合

三斗六合入

堀回村納

此俵百九拾六俵壹升貳合

一 拾石五斗九升四合

三斗六合入

右同断

此俵三拾四俵壹斗九升八合

一 五石也

三斗六合入

右同断

此俵拾六俵壹斗四合

一 五石六斗六升七合

三斗六合入

右同断寄郷納

此俵拾八表壹斗五升也

一 拾貳石也

三斗六合入

野中村納

此俵三拾九表貳斗貳升貳合

一 六石七斗四升四合

三斗入

扨体村納

一 九斗也

三斗入

高尾田村

此表三俵也

一 三石也

三斗入

嶋田新田村納

此俵拾表也

一 拾石五斗九升也

三斗六合入

前郷村納

此表三拾四俵壹斗九升也

米合百拾四俵四斗八升三合

此俵三百七拾五俵壹斗貳升也

外ニ

一 四拾五俵斗り

右ハ未年米ニ御座候、本来数相分兼候、

但シ此米も至て宜申年米同ニ御座候、

一 三百拾七俵之内未戌年米ハ御座候得共、申年米ニ少シも紛レ無

御座候間、別ニ口米ハ其為先頃差上申候、申戌年兩年分斗ハ

違ひ候間仕送差上申候、

一 先頃より御伺ニ相及候養蚕種紙之義ニ付、今年村々拝領願昨年

拝領之種紙差置不作仕候付、代料を減少之願并足田村多右衛門両

西馬音内寄郷共二人不足ゆへ下筋より若勢取寄せ申度ニ付、右

考形願書を以差出候故則仕送差上候得共、未夕御沙汰無之候ゆ

へ右之段共ニ今日御伺役頭江直々申上候、

一 跡部惣兵衛江先頃仕送候村々引継御宥赦御助成米并前郷村酒屋共より願上候御備米拝借之義、何分被仰上御伺形早々被仰下度趣、右同人衆江今日申遣候、

一 今日前郷村ニテ諍馬駒頭横手江申遣候処、久保田御舟町金助詰合罷有候よし、今夕後当人罷越候、

一 今日諍ニ相成候馬左之通、

一 駒拾四匹 式才ニテ

此代百貳拾三貫三百文、馬引四貫九百三拾貳文

一 駄三才四匹

此代五拾三貫文、馬引貳貫百貳拾文

駄駒合拾八匹

此代合百七拾六貫三百文、馬引錢合七貫五拾貳文

右之通也、具サハ御諍馬御用手控江記置、

同廿一日

一 今日ハ湯沢町ニテ御諍馬致候付、前郷村より昼食なしニテ御役屋江罷越候、

一 今日御諍江出候馬数追而記シ置可申、

同廿二日

一 昨晚役頭より御手紙相達候内左之通、

一 上仙道村肝煎共当春御助成莫太拝領いたし、御田地守護不宜不

埒ニ付、仕付後ニ相成候御田地之収納丈ケ過料被仰付候処、

郷中江割合差出不届ニ付、作左衛門一村払、久左衛門同様之義ニ候得共六十余老年之事ゆへ肝煎役御引揚、急度御呵、右之通ニテ御同意御座候ハ、可被仰渡候、

一 昨年相渡候種紙ニテ不作仕候よふ申出候村々も有之よし、左候ハ、代錢御取立ハ決して御延引可被成候、尚今年種紙も沢目七ヶ村ニ相限候事御座候、是迎も好候もの江作ニ当候ハ、代錢上納之事ニ御座候、永藏種紙残候とて押付かましき、能々義兵衛始永藏江可被仰含候、御回在之事ゆへ御手元江為申出候て直々御渡之事ニ仕度候、

一 積下米之事先日見合候様申上候得共、此節積下ニテ能き時節相至候間、早々御積下之様致度候、長之助・多兵衛申附、今日飛脚を以申上候、下略、

一 右之通申来候ゆへ最初之通雄勝より式千表御積下ニ可相成とハ存候得共、右御取合申上候、乍去治定ニ式千表御積下ニ可相成候為今日より又々前郷村江罷越候、

同廿三日

一 今未明より御造立ニ相向申候、先頃之出来俵不足之分式百九拾三俵御造立為致候、式千俵都合ニ相成、

一 右ハ五升六ツ入也、今日吟味ニ相及候処、小升ニテ三斗四合より六合迄ニ有之、五俵試候、目貫ハ拾壹貫八百目より拾貳貫目

迄、甚不同二候、

一 先頃舟場江出残并今日御造立之分明日より舟場江可指出候段、近村江申渡候、

一 右二付御買上品并諸掛之分代料之義別ニ取調書致候ゆへ略ス、

一 上仙道村肝煎兩人催促致候処罷越候ゆへ、一昨晚役頭より被仰下候通申渡候、

一 西山通六ヶ村二堀回村江昨日回状を以御試之種紙好之者有之候ハ、直々可申出、御代料之義ハ御含之旨も有之候、併好ニ無之者江も可相渡とハ申訳ニ無之段能々申渡候、

同廿四日

一 昨日御造立ニ相成候御米と先頃御造立御備蔵江指置候分共二今日無残舟場江為差出候様手配申附候て、昼食なしにて御役屋江参候、礼蔵久府より今夕御役屋江参候、役頭より前郷村御備蔵ニ古米百俵位残差置候て御用ニも不相立候ゆへ、右造立候て是又早々可積下被仰付候よし、明日礼蔵前郷村罷越候ゆへ此間御造立之石数元米共之書附ハ直々礼蔵江相渡差遣候、

同廿五日

一 当廿一日湯沢町にて御諍馬ニ相成候馬数并御役銀共左之通り也、

一 駄駒合四拾八匹

内式拾四匹 駄

此御役銀四拾六匁也、但老匹二付式匁宛

代四貫八百三拾文、但老通二付百五文替

同式拾四匹 駒

此御役銀三拾六匁也、但老匹二付老匁五分宛

代三貫七百人拾文、但老匁二付百五文替

右錢合八貫六百拾文

一 諍直段馬代合三百九拾貫式百文

此馬引錢拾五貫六百八文 但老貫文二付四拾文ツ、

右錢二口合式拾四貫式百拾八文

右之通湯沢町弥治兵衛より受取、猶合力旅籠代之分此内より引、差引書御諍纏袋江入

一 担処四ヶ親郷より毛見願書取揃差上候ゆへ披見致候処、既二六千石余之願高余り今年柄不取合願高故御取上難被成故、精々一村限りニ吟味相尽可申、依て右之願書ハ相返置候、当晦日迄ニ吟味相尽之上三可差出申含差遣候、

同廿六日

一 役頭より昨年郡方にて御試之養蚕種紙被相渡候村々、弥不作致候よしニ相聞得候ゆへ、右御代料上納候村々江も可相返候段被仰下候、

同廿七日

一 先頃跡部惣兵衛江申遣候、前郷村酒屋共より願申出候米之義、亥年米升役にて壹貫百文宛之御直段当時半錢、残半錢ハ当暮上納と被仰付候義申来候〔彦四郎・孫右衛門・平左衛門百俵宛之願、外ニ横堀村利兵衛五拾俵即錢上納にて願〕、右之通申遣候処是又承知之段共申来候、

一 田処主鈴江申遣候ハ、毛見願莫太ニ候ゆへ右願書返置、晦日ニ東西共ニ取揃差出候筈故、此段役頭江被仰上候様、御用状を亥今日申遣候、

同廿八日

一 外ニ御用なし、

同廿九日

一 鯨岡四郎左衛門より〔浅舞御役屋〕手紙を以此度御毛見之義ニ付役頭より被仰含候次第有之ニ付、相談可致御用候故可罷出候段申来候、

同晦日

一 湯沢御役屋より浅舞御役屋江朝飯後罷越候、

一 役頭被仰含之趣にて惣兵衛演説左之通り、

一 村々より毛見願書差出候上相応ニ候ハ、取纏候て可差出候よし、

一 毛附帳にて実地吟味可致、右毛附不相応ニ候へハ御取扱之御含有之候故篤と吟味可致候よし、

一 いつ方村々ニても居引之御取扱にて可然哉考候ハ、毛見惣高纏候節可申上、右被下方之義ハ御指揮次第にて、村方願ハ御取上無之候よし、

一 無残実地吟味済之上取纏、一紙ニ致候て可差上候よし、

九月朔日

一 浅舞御役屋より昼食なしにて当御役屋江罷帰候、

一 東西毛見願書昨晚迄ニ取揃候故、右親郷限之纏帳今日田処主鈴江仕送申候、

一 此度差出候毛見高金相当ニも被考不申候得共、一ト通り願書返置候上ニ差出又相達候ては時節後ニ相成候ゆへ、一ト先取纏之分仕送申候、尤実不実之義ハ村々実地回村見分之上取調可申上候段申遣候、

一 江橋甚四郎〔御添役にて産物御用掛〕担処江漆取立方之義ニ付相談致度趣ニ付罷越候処、山田村川原之内養蚕方江任せ置候地形之内漆不少有之、然ハ右養蚕方にて不用之よし故直々村方にて取立致候内慮ニ有之間敷哉、右植立之義ニ付願も候ハ、取糺可申、若シ村方にて手之届兼候事にて産物方江直々為任可申哉吟味可致、相川村ニも漆深山ニ相見得候へ共一円ニ手入も不致、右村ニても手之行届兼候哉、猶以來植立候ニ付願形も候ハ、産物方

二て何分御取扱可被致候故取尋可申二付、右両村江催促申遣候、熊藏今日より毛見吟味二付、横堀村寄郷江回村、礼藏・我等八明日より西山内江参候積之処、江橋掛合之次第二付相止候、

同二日

一 山田村罷越候ゆへ昨日之義取尋候処、養蚕方江為任被申候川原之内未夕御取開二不相成候分之義ハ先年より付人有之、何ソ格別ニ取立不申候得共、只今下刈仕候ハ、老万本位ハ漆ニ可有之、猶御不用ニて先之通ニ被相返候へハ此上出精ハ勿論急度漆取立可仕候よし故、其段甚四郎江挨拶致候処、養蚕方ニてハ相返候義ハ無心元、何レ罷帰之上御申会候趣ニ有之候、相川村ハ外御用ニ付不罷越候ゆへ追々取尋御返答ニ可相及挨拶致候、猶又其外村々も吟味取調可申上候段返答ニ相及候、

同三日

一 今日より毛見願申出候村々江礼藏同様回村致候付、御役屋出立、前郷村昼食、上至米村泊、但シ西山内より見分、

同四日

一 上至米村出立、軽井沢村昼食、田代村泊、

同五日

一 下仙道村昼食、中仙道村泊、

同六日

一 上仙道村昼食、西馬音内堀回村泊、

同七日

一 貝沢村昼食、松岡村泊、但シ今日より礼藏ハ西西馬音内寄郷共、我等ハ山田村寄郷見分致候ニ付手分致候、

同八日

一 山田村昼食、御役屋江罷帰候、同村寄郷共西山内六ヶ村共無残見分濟、

一 田処主鈴木保田より今日御役屋江着、明日より回村、

同九日

一 役頭より左之通申来候故、明十日未明ニ可差出候旨申合、駅場江堀回村肝煎江之御用状差出候、

御担処堀回村七右衛門先頃帰宅之節、人参植立之節内々願有之、追々差図致候義申合遣申候、此間又七郎殿御下ニて粗承候処、いか程も為植立御国産ニ被成度との事ニ御座候

間、深山取立候様被仰含可申候、弘方之義ハ追々勝手筋之
様差図可致、時節後相成候ては不宜候間、早々御渡可被成
候、種等之義仕格いかゝ致候哉、若極々差遣候ハ、此方ニ
ても少しハ才覚ニも相成可申、早々被仰達候様致度候、下
略、

同十日

- 一 堀回村より長百姓を以申出候ハ、七右衛門先頃より久保田江出府、
未夕罷帰不申よしニ候ゆへ、昨日役頭より被仰付候趣申渡、猶
早々七右衛門江熊蔵を以此段可申遣候義、具サ申渡差遣候、
- 一 熊蔵横堀村寄郷共ニ回村済、今晚御役屋江帰り、明日より湯沢寄
郷江回村、

同十一日

- 一 熊蔵湯沢寄郷見分ニ回村、

同十二日

- 一 礼蔵回村済ニて今昼御役屋江戻り、
- 一 銀山詰合吟味小野崎作兵衛、上中仙道両村郷山同処江売上候て、
御高割銀等之分致度義ニ付掛合ニ罷越候ニ付、今晚横堀村江罷越
泊、

同十三日

今朝銀山江罷越、作兵衛江逢候て申談候処、夏中右山見分致候上
其後於久府御伺ニ相及候処、御買上可被遊事ニ相極候趣ニ候故、
不遠願書可指遣候段共申談候、外ニ五斗米銀山納之事をも内々
申談、同処ニて昼食、直々御役屋江罷帰候、

同十四日

- 一 四ヶ親郷より毛見願纏共今七ツ過差出候、

同十五日

- 一 又七郎殿戻御判紙添ニて役頭江毛見取調纏仕送申候、委曲ハ毛見
纏江相記ス、

一 千七百八拾石余

堀回村最初之願高

一 千五百八拾五石五斗七合

右ハ願書返置候処之願
高

一 九百三拾八石式斗五升壹合

右ハ見分之上除高、猶

御時節柄之段申含正
願ニ相 成候分

内式百九拾四石五斗七合

御蔵入高

但内三拾石三斗六升七合

当捨高

同六百四拾三石七斗四升四合

差上高

但内七拾四石壹升九合

当捨高

- 一 千三百石余 前鄉村最初願高
- 一 九百八拾壹石三斗五升七合 右ハ願書返置候節之願高
- 一 六百九拾五石八斗貳升九合 右ハ見分之上除高、猶御時節柄之段申含除高、正願ニ相成候高
- 一 内三百四拾六石五斗八升九合 御藏分
- 一 但内七石貳升四合 当捨
- 一 同三百四拾九石貳斗四升 差上
- 一 但内三拾三石五斗四升五合 当捨
- 一 一千三百石余 山田村最初願高
- 一 八百拾貳石四斗壹升七合 右ハ願書返置候上ニ差出候願高
- 一 六百壹石九斗四升七合 右ハ見分之上除高、猶御時節柄之義申含除高、正願高
- 一 内百三拾七石壹斗八升貳合 御藏分
- 一 但内四石四斗六升五合 当捨
- 一 同四百六拾四石七斗六升五合 差上
- 一 但内貳拾貳石四斗貳升八合 当捨
- 一 貳千六百石余 横堀村最初願高
- 一 貳千三百五拾七石七斗九升九合 右ハ願書返置候上除高
- 一 致願分
- 一 一千六百貳拾七石壹斗五升壹合 右ハ村方除見分除、御時節柄之段申含除高二相成候分
- 一 内七百拾六石七斗九升貳合 御藏分
- 一 但内百五拾九石四斗三升八合 当捨
- 一 同八百八拾七石三升壹合 差上
- 一 但内百九拾五石九斗九升六合 当捨
- 一 同拾貳石六斗貳升五合 郡方御備高
- 一 但内壹石五斗五升四合 当捨
- 一 右四ヶ親郷寄郷共惣願高合
- 一 三千八百六拾六石五斗五升貳合
- 一 但シ内五百四拾三石壹斗壹升三合 当捨
- 一 内千五百拾石壹斗五升九合 御藏分
- 一 内貳百拾六石五斗八升三合 当捨
- 一 同貳千三百四拾四石七斗八升 指上
- 一 内三百貳拾五石九斗八升八合 当捨
- 一 同拾壹石六斗壹升三合 郡方御備
- 一 内五斗四升貳合 当捨
- 一 外ニ左之兩村は可也之分無殘除高、当捨之分斗願申出候故、別段ニ御取調被成下度、願書ハ不差出候、
- 一 当高拾石余 杉宮村

一 同拾四石余

□卷村

一 今年毛見御苦柄不申上候村々、

高松村

関院内村

泉沢村

石塚村

二条道村

田沢村

床舞村

鹿内村

飯沢村

上下郡村

嶋田新田村

一 今年作並ハ久府ニテ之唱ひとは相違、不宜作合ニ候得共、御時節柄之義を奉存、御百姓共江申論無理分迄も相除候故、此余除高為致候事ニハ不相成、作之不宜訳ハ幾年にも無之当捨高二有之候、猶具サ相認役頭江仕送申候、

同十六日

一 役頭より左之通之御手紙江被仰渡書共被差添、今夜四ツ時過相達候、

一 町送を以致啓上候、然ハ当十二日於御広間別紙被仰出之趣被仰渡候間、村々肝煎共被召寄可被仰渡候、百姓共着服并飯食等之義拙者共より差函可相及被仰渡、右之義ハ此節同役共申会、御伺之上近日可得御意候、

一 被仰渡書委曲相見得候通是迄幾度も被仰渡候得共、此度ハ格段御取調ニテ係り役人も被仰付御吟味被成候事故、心得違無之様呉々被仰含可申候、昨日係り役人御評定奉行坂本矢柄・諸橋吉兵衛、御副役豊田平五郎、御目附無残被仰付候、其以下追々被仰付次第可申上候、

一 質屋共江株札被相渡御札銀御取立被成候間、是迄之通質屋家業致度もの早々御取纏可被成候、尤入在小質取候ものニ御座候、米之義・指し金又ハ米引当借方等致候義諸事は迄之通御構無之候、惣して作もの等之取引御構不被成下候、下略、

御条目

我等幼年ニ而国家之基業を承、御目見以下万端無滞相濟候義、畢竟御先代之御余慶故に候、然処近年吉凶其外臨時之用度打続、勝手向危急之及難渋候ニ付、今般格別之存慮を以、当子年より来ル辰年迄五ヶ年之間、納戸向を始内外一同嚴密之儉約申渡候得共、猶も相続之見居無之旨年寄共申聞当惑之至候、然ハ家中之面々積年之借高二一統迫困窮候義誠難忍事ニ候得共、既ニ公務を初御用之取運も難行届場合ニ臨候故、不得已当子年より五ヶ年之間四六割合申附候条、いづれも弥増之逼迫ニ可相及候得共時勢無拋次第篤く勘弁いたし、銘々分限格式不相応ニも儉約相用、可成ニも奉公相続いたし候様、我等初政之存念行届候ハ、追々勝手向基本も相立上下安堵之期も可有之、是偏ニ一統之忠勤による事ニ候間、家中之面々深ク此存念ニ体し候様希ふ事ニ候、且ツ家中下々ニ至迄近年花美之風推移、此姿ニ致因循候てハ猶更窮迫ニも可相及候間、今般格別ニ取調、衣服其外制度之次第別紙を以申渡候、勿論追々猶も嚴密ニ申渡候趣も可有之候間、一先此度申下し候条々堅ク相守之、

聊も心得違無之様可致候、猶委曲之義八年寄共可及執達も
の也、

九月

執達

御財用向非常之御難渋被為及候付、今般 思召之旨御条目
を以被仰出候通候、抑去ル寅年江戸三御屋敷御類焼以来今
年迄二十三ヶ年之間御吉凶不時之御もの入四十五ヶ度二相
及、莫太之御金高二候処、御領内御人物は次第二相減、民
力ハ追年相衰候故右廉々之御入用毎度三都其外之御調達を
以御弁用相成候付、御借方惣金高四十六万余二相及、御返
濟御手当一円無之、己天明度之御時勢此節二相迫御大事至
極之御場合二候処、今年上野 御靈屋向御普請御手伝被蒙
仰、重き 御公務御猶予難被遊御事二付、無理成御調達猶
も被相頼、御領民江も御用銀等被仰付候御振合にて、益以累
卵之御時節焼眉之急二相迫候、依之今度格別之 思召を以
当子年より来ル辰年迄五ヶ年之間御手元之御用を始内外嚴
密之御儉約被 仰出候、然ハ從 御先代様より度々御省略
被 仰出候得共格別之御効驗も無之、御財用向御案堵之御
基本も相立兼候付、此度之御取調ハ只今迄之御振合とハ更
相違ひ、誠御嚴酷成御仕向候条、積年困窮之御家中重畳 御
心外被 思召候得共、前条段々被 仰知候通之御時勢二付、
不被為得己当子年より五ヶ年之間御借高四六御割合二被仰

付候間、御時節柄無御扱次第一同篤ク勘弁いたし、銘々ニ
も格外之儉約相用ひ、可成ニも御奉公相続致候義專要ニ被
思召候、扱又近年来士民共二年増花美之風俗ニ移行、衣食
其外分外なる振合間々有之様被 聞召、時勢無扱義ニハ候
得共、此姿にては一統猶更窮迫ニ相及候義ニ被 思召、今
度格別之御取調を以衣服其外御制禁之次第委曲御書付を以
被 仰出候通二候、右様之義も前以度々被 仰渡候得共、
数年ならずして相弛、却て御威嚴江相拘容易ならざる義ニ付、
今般被 仰出候御箇条之趣、別段吟味掛之役々被仰付、万
一相犯候者ハ、家柄又ハ重役たりといへとも急度御咎被
仰付候御取調二候間、銘々聊も心得違無之様被申合、若難
心得義も有之候ハ、当九月廿日限書面を以御評定処江可被
相伺候、依て執達如件、

九月

条々

- 一 家中之面々一門より諸士ニ至迄着服之義、冬ハうね織・紬・
太織・黄梅縞木綿ニ可限、夏ハ絹□留・真麻・麻縮を可相
用事、
- 一 羽織冬は右同断、并国産之無織類ハ不苦、夏ハ縮紗龍紋紹
紗を可相用事、
- 一 袴冬ハ広機小倉機留を可限、夏ハ葛生麻平并国産之平もの、
川越平不苦候事、

- 一 上下肩衣之義ハ夏冬共ニ可為是迄之通事、
- 一 下着差構無之候得共手輕之品可相用事、
- 一 七十歳以上可為制外事、
- 一 医師も諸士之通たるへき事、
- 一 婦人之義も其分限ニ応シ、不可致不相応之花美事、
- 一 歩行以下冬は着服羽織共太織・機留・黄梅縞木綿ニ可限、
夏ハ真麻、羽織ハ絹紗を可用事、
- 一 組下着絹類用候義不苦候事、
- 一 袴上下ハ夏冬共可為諸士之通事、
- 一 足輕小人并右並方之者、冬は木綿を限り、下着たり共絹類
可為無用、夏ハ麻・木綿を可限事、
但絹帯ハ不苦候事、
- 一 袴ハ夏冬共木綿・小倉・機留・葛生・すはひらを可限事、
- 一 七十歳以上上下着絹用候義可為勝手次第事、
- 一 陪臣之義ハ主人之服に準シ猶以輕ク可致事、
- 一 百姓・町人ハ家中之振合ニ準シ、猶又其分を守り豪富之も
のたりといへ共、聊も奢かましき義無之様、其支配より厳
重可申渡事、
- 一 合羽ハ貴賤共ニ木綿・機留・葛生・苞蕉布を相用可申、国
産之毛織類ハ不苦候事、
- 一 但歩行以下毛織類可為無用事、
- 一 着服大概右申渡候より手重之品相用候義堅ク令停止候、勿

論本条より輕き品用候義ハ可為勝手次第事、

一 男子ハ武器之外金銀之品相用候義一切令停止候事、

但印判探りに銀用候義ハ不苦候事、

一 家中之面々大礼たりといへとも料理ニ汁三菜・吸物ニ肴三
種に可限、常々之参会猶以輕く可致事、

但大礼ニ府魚鳥拝領有之族、右御品ニ汁ニ用候義ハ可
為格別事、

一 諸士料理屋江罷越候義、自今猶以堅ク令停止候事、

一 儉約年限中家中之面々吉凶之節親類に限り輕き品致贈答候
義ハ不苦、其外寒暑歳暮たり共音信堅ク令停止候事、

附て、百姓・町人よ贈り之物猶以格別ニ可致指略事、

右之条々堅く相守之、着服之義当十月朔日より、其外之義ハ
此節より速ニ可相改、万一心得違相犯候におゐてハ、家柄重
役たりといへとも急度可及沙汰候条可存此旨もの也、

九月

同十七日

一 昨夜相達候御条目之義被仰渡候ニ付、御用回状を以村々肝煎共
御役屋江可相詰申触差出候、

一 平鹿郡組合同役跡部惣兵衛・鯨岡四郎左衛門毛見願取調之書付
相達候故、左ニ記ス、

東山通 四郎左衛門担処

惣願高合六千六百九拾壹石七斗五升貳合

内三千三百三石七升九合

惣除高

残三千三百八拾八石六斗七升三合

願高

内七拾四石七斗四升貳合

落作

同拾貳石貳斗貳升三合

青立

内七百六拾九石六斗貳升貳合

御蔵分

同貳千六百拾九石四升三合

差上

外二郡方御備高にて

当高六石五斗

内貳石三斗四升壹合

願高

西山通 惣兵衛担処

惣願高合四千三百六拾四石七斗六升七合

内貳千貳拾七石貳升貳合

除高

残貳千三百三拾七石七斗四升五合

願高

内八拾八石壹斗六升八合

落作

内四百八拾石四斗八升四合

御蔵分

同千八百五拾七石六升壹合

差上

同十八日

一 役頭江湯沢寄郷毛見願纏、山方源多江柳田村渡舟御引替願、安間只兵衛江上仙道・中仙道両村郷山之内銀山〔院内〕江薪山二相払

度二付林願右之通今日駄送を以差遣候、

一 今日寄郷共無殘親郷同道御役屋江相詰候故、昨日役頭より御仕送

之 御条目之次第被仰渡候、猶又 御条目ニも相見得候通、此

度之御儉約筋ハ格別之御取調ニ候故、一統心得違申間敷、右ニ

付候而ハ以来御百姓共之衣食等之義ハ不遠候内ニ別段可被仰渡

候故、此旨共ニ急度小間居之者迄聴と可申渡候段演説差添申渡

候、

同十九日

一 役頭より左之通申来候、右ハ先頃御檢使なし、居引御助成之御取扱ニ相成申間敷候哉之段申上候、

上略、御回村も相済、最早御取纏之よし、左而已除高二も

相成兼、小生より先日申上候石高などニハ相成兼候よし、

無抛事候間早々御取纏御仕送可被成候、時節も後候故御檢

使なしニも被成度之旨被仰越候得共、役内沢目を始常体之

作並とも違候様ニ御座候得ハ居引御助成ニハ難相成、依て

御担処之分御檢使式組遣申候、下略、

一 今日直々四ヶ親郷毛見纏帳無殘、外ニ川向村より先日差出候調

錢三百文無利七ヶ年割拝借之願書并前郷村勘兵衛御製薬代不納

二付、村方肝煎・長百姓・勘兵衛親類より連印之願書共仕送候、

一 菊地口左衛門より又七郎殿御判紙添を以郡方御備高御皆済之内

間違有之よしにて附札ニ致シ早々村々吟味可仕送候段申来候、

一 田処主鈴稻庭・猿半内両寄郷共二毛見吟味回村濟二て、今晚御
役屋江戻候、

同廿日

一 東山通三ヶ親郷毛見纏之分左之通

一 当高六百五拾貳石四斗七升貳合 最初願高

内貳百九拾九石四斗七升九合

猿半内寄郷

村方除

同五拾貳石五斗九升四合

見分除

残三百石三斗九升九合

正願高

但シ内壺石三斗

当捨

内三拾石貳斗五升三合

御蔵分

内七升四合

当捨

同貳百七拾石壺斗四升六合

差上

内壺石貳升六合

当捨

一 当高五百七拾七石八斗六升七合 最初願高

内四拾七石壺升八合

稻庭寄郷

村方除

同百拾五石三斗五合

見分除

残四百拾五石五斗四升四合

正願高

内七拾五石五斗四升

御蔵分

同三百四拾石五合

差上

但シ内拾四石四斗七升八合 当捨

一 惣当高五千九百貳拾六石三斗九升八合 同

湯沢寄郷

内千貳百九拾六石四斗八升貳合

最初願高

内百七拾貳石四斗四升

村方除

同三百貳拾八石六斗三合

見分除

残七百九拾五石四斗三升九合

正願高

但内拾四石八斗七升四合

青立

内百七拾壺石三斗貳升四合

御蔵分

内六石六斗貳升

青立

同六百貳拾四石壺斗壺升五合

差上

内八石貳斗五升四合

青立

外二郡方御備高

当高三拾九石貳斗九升四合

湯沢寄郷二

て之分

内四斗六升壺合

村方除

残拾五石四斗九升三合

正願当捨

右三ヶ親郷正願高

当高千五百拾壺石三斗八升貳合

但シ内三拾石四斗五升貳合

当捨

内貳百七拾七石壺斗壺升七合

御蔵分

内六石六斗九升四合

当捨

同千貳百三拾四石貳斗六升六合

差上

内貳拾貳石七斗三升貳合

当捨

右三ヶ親郷ニて最初願高

当高式千五百式拾六石八斗式升壹合

内千式百九拾六石四斗八升式合

内百七拾式石四斗四升

同三百式拾八石六斗三合

残七百九拾五石四斗三升九合

同六百五拾式石四斗七升式合

内式百九拾九石四斗七升九合

同五拾式石五斗九升四合

残三百石三斗九升九合

同五百七拾七石八斗六升七合

内四拾七石壹升八合

同百拾五石三斗五合

残四百拾五石五斗四升四合

一角間川村御開発之義御用有之、昼食後湯沢御役屋出立、浅舞御

役屋ニテ泊〔四郎左衛門并弥多兩人居合日候〕、

一 今夜九ツ時役頭より御紙面相達、左ニ記ス、

〔九月十七日附〕上略、御毛見願纏御仕送相達段々御取

扱柄品々御心配御辛勞之程奉察候、先日より度々御模様

被仰越候よりハ願高もあまり多分ニ無之、乍繰事畢竟御

心配故候、精々御吟味も被相尽候事故、御檢使なし御助

成ニテ御取扱被成度之旨被仰越候得共、常年之作並とも

違、被仰越候通り之御模様なれハ居引御助成ニハ相成間

湯沢寄郷分

村方除

見分除

正願高二成

猿半内分

村方除

見分除

正願高二成

稲庭分

村方除

見分除

正願高二成

敷、御檢使式組遣し候間、左ニ御承知可被成候

一 五斗米代銀正米納被成度之趣承知仕候得共、今年ハ決し

て左様ニ相成間敷、去年中ハ米取立ニテ四十貫目位之御

損と相聞得申候、いつれ追々可申上候、

一 足田村多右衛門より差出候下人共抱候考仲殿江申談差置

候処、御当人より両比内御同役江被申含候よし、兩人共回

在致居近日帰宅と相聞得候間、其節模様相知可申候、今

少し御控可被成候、下略、

別紙書ニ御毛見御用も相済候故御帰候ても宜有之候、又

直々暮迄御回在ニても宜クいつれ御勝手ニ可被成候、

同廿一日

一 浅舞御役屋より昼食なしニテ角間川村江着、明日より御開発御普

請処、其外田数并右間敷共ニ取調致候付、吉太郎・市左衛門江右

手配候様申附候、

同廿二日

一 昨日申附候取調之義ニ付、未明より田表出張致候、

同廿三日

一 役頭江手紙を以今日申上候ハ、刈稻調之義刈場最中ニ罷出候て取

調可仕候処、御毛見御用ニテ回村仕候付、五郎兵衛心得を以角

間川村万蔵是ハ田畑之事ハ他郷之事をも宜敷心附候て覺申候も
の二御座候、猶正直成者故当人江蜜々申附刈調為致候間、右二向
実地吟味仕候、大概一坪二付上々ハ四把、夫より式把・式把半
位之刈高二御座候、且少御普請処 書共近日惣兵衛罷帰候よし、
其節可差上、猶五斗米院内銀山飯料不足二付、年々佐藤與惣兵
衛被仰付御買上ニ相成候間直々五斗米正米を以銀山江相納候事
ニ罷成申間敷候哉、先頃小野崎作兵衛江右之次第示談仕候処、い
つれ共宜候よし、依て作兵衛より申立呉候段共ニ申上候、

一 当廿一日巳ノ中、又七郎殿御判紙添ニて役頭より之書状、今午

ノ中刻御開発処田面江相達候俣則湯沢町御役屋話主鈴・熊蔵・礼
蔵江同刻附にて去年之御毛見之節御檢地役より相渡候村々之毛
引目録之趣、役頭より御書面之通相認申遣候、

上略、湯沢寄郷御毛見願纏被差越願高も多く無之、又捨り
毛も多く相見得不申候間、御檢使なし御取扱被成候間、右
之段親郷江被仰含可申候、見回役衆之内帰宅被成候御方も有
之候ハ、今年御毛見願申立候村々分去年中之御檢使見分上
毛引被下候目録持參致候様御伝可被下候、若永く詰合候
ハ、御仕送之様致度候、

一 御担処御檢使なし之義度々被仰越、先日より両度か得御意
候通常体之作並ニ無之様被仰越候二付、左候へハ後あてか
ひニも致悪ク、折角御吟味被相尽候処江御檢使被差越村々迷
惑も十分差汲候得共、前条之通猶此間も被仰越候通四日

位・四日半位之と申ハ見当も無之事、常体之作並ニ候へハ
去年中毛引目録ニ向前度御案内之通御相談致方も有之候得
共、無抛御檢使之沙汰ニ相及申候、平鹿も惣兵衛殿担処御
檢使なし、四郎左衛門殿担処三千三百位之願高二御座候て、
御檢使差遣申候、是ハ不相変初莫太之願高掛引致候付、御
檢使好候方ニ御座候、下略、

一 今日も未明より田面江出張、

同廿四日

一 昨日之通田面江出張、取調申候、

一 田数刈高取調左之通、乍去大旨之取調ニ候ゆへ疔と不致候、平
均一坪四把積ニ候、右間数斗候ニもさい見なし、見積同様ニ候、
今年一坪四把刈ニ相当り候故右之取調ニ致候、

新中嶋ニて

- 一 田数三千五百式拾八枚
- 一 刈数式万三千百四拾刈
- 一 木内下松小原ニて
- 一 田数七百八拾九枚
- 一 刈数七千九百八拾刈
- 一 門目下畑返り
- 一 田数三百三拾九枚
- 一 刈数三千刈

惣田数合四千六百五拾六枚

同刈数合三万四千百式拾刈

同廿五日

一 昨晚迄にて御開田御用よふ 相濟、田数・刈数之調書役頭江今日仕送候、猶大旨之義にて右取調にて治定宜候訳ニハ曾て無之、御普請処之義 出来仕候、然ハ近日中惣兵衛罷歸之節御開田処見分之よしニ御座候間、右之節御普請処ハ 被相向ひ見分候て具サ申上候義ニ可仕候段申上候、

一 角間川村出立、浅舞村御役屋にて昼食、惣兵衛江逢 書相渡、猶見分之節右目斗江引合罷歸候上具サ可申上候段相伝候、直々湯沢御役屋江歸り候、此節浅舞ニハ純五郎・源太、湯沢ニハ主鈴・熊藏・礼藏詰合ニ候、

一 菊地口左衛門より又七郎殿御判紙添にて郡方御備高・同御撫育御備高共御皆濟帳仕直り候分ゆへ、早々引合せ可差出候段、右無残今晚伊人江帳面取揃相渡候、

同廿六日

外ニ御用なし、

同廿七日

一 今朝態夫を以浅舞御役屋詰合跡部惣兵衛近日中罷歸候よし故、

御諍馬代銀之分具サ別紙相認候て、帰宅之上向方江上納候て請留を取り呉候よふ申遣候、右御役銀・馬引錢共にて貳拾貫六百七文也、内四貫六百文、預り拾九枚、内五百文ツ、貳枚、諸上納同式百文ツ、三枚、同断同三百文ツ、六枚、同断同百文ツ、七枚、同断同五百文壹枚、湊諸上納拾五貫七百文貳拾五枚、金貳両壹分・小式朱内六貫八百文・小判壹枚、同三貫四百文・式分判壹粒、同五貫百文・式朱判六粒、同四百式拾五文・小式朱壹粒、正錢貳百人拾式文、右之通仕送差遣候、

一 惣兵衛より今朝態夫を以差遣候書状并御諍馬代銀之分別紙之通請取候段返答申来り候、

一 芳賀小八郎・小川円之助〔湯沢給人林役加勢〕今昼円之助罷越申聞候ハ、先月中より出府罷有、一昨晚罷歸候、然ハ上仙道・中仙道両村にて郷山之内院内銀山江薪山ニ取組致度村方之願書出府江相達候、右山処之義ハ御境山ニも候故御境目方江も村方願書可被差出、近日中之内秋回り久保田同役罷越回山致候故、いづれ其節右両村より願申立候山処之分ハ見分差置候て、後日見分不致候て宜様ニ可致趣申聞ニ有之故、御境目方江願之義ハ承知致候故、御回山序ニ御見分候様申談候、

同廿八日

一 昨日小川円之助罷越候て、久保田同役より之伝ひニ付、両村江御境目方江差出候願相認御役屋迄可指出趣、今日御用状を以両村江

申遣候、

右ハ小野村喜左衛門、但庄七分

一 鯨岡・跡部江役頭より御紙面左之通被仰含之次第申伝ひ二有之候、

一 壹貫七拾八文、酉年不納残

〔九月廿四日附〕御製藥処年符銭別紙之通不納之趣掛合候

一 五貫文宛〔戌亥〕 〆拾壹貫七拾八文

間、何ニ々之分柄ニて不納ニ相及迎も取立兼候体之者、又

右ハ湯沢町枡屋與右衛門

は郷中杯ニて追々上納ニも相成候様之義有之候へハ、滞之

一 貳貫百四拾七文・銀貳匁四分九りん〔亥〕

分無残御取立と申義ニも罷成申間敷、左候ハ、年後二上納

右ハ田子内村肝煎

之事ニても其向江掛合申候間、御取調御帰宅可被成候、雄勝

一 四百三拾文宛〔未申酉戌亥〕 〆貳貫百五拾文

江も御伝ひ可被下候、以上、

右ハ稻庭村要治

一 三百六拾文宛〔未申年〕 一 二百八拾文〔戌終〕

右之通相認候て、いつれ之趣早々可申出候段、御用状を以今日

〆壹貫三百六拾文

村々江申渡候、

右ハ下院内村肝煎

一 御檢地役皆川五左衛門組合・境田助平組合共御毛見濟ニて、右

一 六百三拾七文宛〔未申酉戌亥〕 〆三貫百八拾五文

取纏御用ニ付今日御役屋江罷越候、但シ東山通無残ニケ親郷・寄

右ハ桑ヶ崎村肝煎

郷共居引御取扱、西山通四ヶ親郷・寄郷江御檢使被差越候、

一 九貫文宛〔酉戌亥〕 〆貳拾七貫文

同廿九日

右ハ前郷村利三郎兵衛

一 御勘定方吟味役より左之通申来り候故、今日稻庭村江每度之通ニ

一 七貫三百八拾文〔戌終〕

致、早々仕送可申候趣書附ニて申渡候、

右ハ前郷村利三郎兵衛・彦四郎

干温鮎六百把

一 七百拾貳文宛〔未申酉〕 〆貳貫百三拾六文

内五百把

右ハ正岡村惣左衛門・隼助・長之助

右ハ御進達御用ニて吉田多五郎より申来

一 四貫文〔右ハ文政四未より戌迄四ヶ年賦一円上納無之〕

候分、

右ハ関院内村肝煎與七郎

同百把

右ハ壹岐守様為御登御用ニて、大山縫殿

一 壹貫八百貳拾四文〔右ハ右同断〕

より申来候分、直々内分ヶ致候て兩人方江

仕送之義共二稻庭村江申渡候、

活動報告

(平成三十一年一月末現在)

一 展示

○企画展「秋田と海」

前期 八月二十五日～九月二十四日
後期 十一月二日～十二月四日

二〇一九年秋に開催される「第三十九回全国豊かな海づくり大会あきた大会」にちなみ、海に関係する所蔵資料の紹介を行った。展示を通して、当館の周知と県民の利用促進を図ることを目的として開催。

展示室のコーナー設定

- ・近世の海上交通
- ・幕末の海防警備
- ・近代的な築港のはじまり
- ・秋田県と漁業
- ・全国豊かな海づくり大会
- ・トピックス 海の話題

(来場者数は延べ五、五九七名、マスコミ取材は二社)

(佐々木康久)

二 講座

○古文書解読講座

全八回、一講座当たりの定員は四十名。館蔵史料をテキストに使用し、くずし字解読の手助けを行うことを目的として実施した。

第一回

近世秋田古文書学入門Ⅰ

七月六日

—武家文書編—
(講師・金森正也)

第二回

分限帳を読む

七月六日

—古文書の扱い方と数字・名前の読み方—
(講師・煙山英俊)

第三回

「国典類抄」を読む

七月十三日

—宝暦年間の国目付の来訪・「寶部」より—
(講師・柴田知彰)

第四回

古文書に慣れよう

七月十三日

—高札をテキストに—
(講師・村山純一)

第五回

「江戸御留主詰見聞留書」を読む

七月二十日

—文久三年の秋田藩—
(講師・加藤民夫)

第六回

「岡本元朝日記」を読む

七月二十日

—下筋御渡野へ御供の記—
(講師・嵯峨稔雄)

第七回

「瓊浦筆記」

七月二十七日

—幕末外交関係文書を読む—
(講師・藤田誠治)

第八回

近世秋田古文書学入門Ⅱ

七月二十七日

—村方・町方文書編—
(講師・金森正也)

講座では、黙々と講師の解説に耳を傾けながらメモをとる参加者の姿が印象に残った。講座参加者同士で助け合いながら古文書を解読している姿も見られた。講座終了後も、講師に質問をする参加者も多く見られた。

(村山純一)

○歴史講座

全二回、一講座当たりの定員は四十名。

当館所蔵資料を対象とする講座を開催することで、資料に関する知識や歴史への興味を深めていただくとともに、当館の業務についての周知を図ることを目的とする。

第一回

九月二十一日

「出羽一国御絵図」ものがたり

―正保年間の国絵図作成と戦後の再発見―
(講師・柴田知彰)

正保年間に幕府に提出する国絵図として「出羽一国御絵図」が作成された経緯、それが戦後に県庁書庫で再発見されてからの出来事を紹介した。さらに、会場内に展示した原寸大の「出羽一国御絵図」の複製の一部を参加者の方に見ていただいた。

第二回

十一月二十九日

企画展「秋田と海」を見る

(講師・佐々木康久)

平成三十年度の企画展「秋田と海」で展示した史料の解説とそれに関係する歴史的な事象を説明し、さらには展示準備の際の裏話や展示できなかった史料を紹介した。講座終了後には、開催中の企画展を実際に受講者に見ていただきながら、改めて解説をした。

(村山純一)

三 研修・協議会等

○日本歴史学協会・日本学術会議史学委員会 第二十三回史料保存利用問題シンポジウム

「自治体アーカイブズの現状と公文書管理制度」

六月二十三日
駒澤大学

自治体アーカイブズ研究会の活動成果を還元し、課題を共有する趣旨で開催。当館から職員一名が参加。

評価選別のプロセスの明瞭化、既に公開している文書の再選別など、選別全般について今後慎重さが求められる時期に入っていることを改めて認識できた。

- ・報告①「都道府県公文書館所蔵の歴史的公文書点数推移にみる現状と課題」
- ・報告②「公文書管理法前後の自治体アーカイブズアンケート調査から」
- ・報告③「公文書管理制度の見直しをめぐる課題―アーキビストの視点から―」
(柴田知彰)

○「平成三十年度アーカイブズ研修Ⅰ」

八月二十七日～八月三十一日
朝日生命大手町ビル

国立公文書館主催の公文書館職員初任者研修。当館から一名が参加。内容は、講義・グループ討論・国立公文書館の見学など多岐にわたり、また他館の状況も知ることができる研修だった。

- ・討論テーマ(選択制)「公文書館機能について」
- ・講義①「公文書館の役割とアーキビストへの期待」
- ・講義②「アーキビストの職務基準書」
- ・講義③「アーカイブズ概論」
- ・講義④「公文書等の管理に関する法律等について」
- ・講義⑤「近現代の日本における公文書管理とアーカイブズ」
- ・講義⑥「公文書の評価選別」
- ・講義⑦「特定歴史公文書等の目録作成等」
- ・講義⑧「特定歴史公文書等の利用」
- ・グループ討論①「公文書館における実務と課題Ⅰ」
- ・講義⑨「公文書館の利用普及」
- ・講義⑩「デジタルアーカイブ」
- ・講義⑪「電子公文書等の移管、保存、利用」

- ・国立公文書館本館の見学
- ・講義⑫ 「紙資料の保存・修復」
- ・講義⑬ 「諸外国における公文書の管理」
- ・事例報告① 「鳥取県立公文書館」
- ・事例報告② 「大阪市公文書館」
- ・グループ討議② 「公文書館における実務と課題Ⅱ」
- ・発表、質疑応答 「公文書館における実務と課題Ⅲ」

(桜庭文雄)

○第四十四回全国歴史資料利用保存機関連絡協議会 全国（沖縄）大会

十一月八・九日

沖縄県市町村自治会館

「アーカイブズ再考―その価値と活用―」をテーマとして開催。

初日の視察では沖縄県公文書館と南風原町立南風原文化センターの二箇所を訪問した。前者では沖縄戦から本土復帰までの二十七年間の米国統治下で置かれた琉球政府とその前身機関の公文書群である「琉球政府文書」が保管されている書庫や資料の修復作業の様子を見学した。後者では沖縄戦や海外移民、人々の暮らし等に関する展示を見学した。特に、沖縄陸軍病院壕の再現や戦時中の実物資料が多数展示されていた沖縄戦の展示は、戦

争の厳しさ、過酷さを生々しく感じさせる内容であり強く印象に残った。こうした貴重な資料を後世に残していくことの意義を改めて感じる機会にもなった。

沖縄県市町村自治会館での研修では、アーカイブズの利活用についての講義が特に印象に残った。「公文書」がニュースに取り上げられることが増え、世間の公文書等への関心も以前より高まっているのは間違いないが、具体的に「公文書とは何か」「公文書館とはどんな場所か」と聞かれるとわからない方は多いのが現状と思われる。そこで、公文書館等のアーカイブズの側が自ら情報を発信していく活動が非常に重要であり、当館でも現在行っている普及活動（公文書館講座、県政映画上映会、広報紙の発行等）により一層力を入れなければいけないと認識した。講義で出た「利用が利用を生む」や「アーカイブズの認知の拡大」という言葉を頭に置いて、日々の業務に精進していかねばと思った。

調査・研究委員会報告では、近年多発する自然災害に関係する公文書の管理及び保存の実態と、平成三十年七月豪雨において調査・研究委員会が行った愛媛県西予市に対して行った支援活動が報告された。近年は自然災害（地震や水害等）が多発しており、公文書や古文書がその被害を受けた事例もしばしば耳にする。そうした中で作成された災害時作成

文書の保存状況についてのアンケート結果によると、他の公文書よりもそれらを重要な文書と位置付け、後世に残し伝えていこうとしている自治体が多いことがわかった。また、愛媛県西予市に対する支援活動については、被害状況の確認から実際の救出活動に至る一連の流れを細かく聞くことができた。昨年は県内でも豪雨被害からの資料救出について全史料協からの支援を受けたことがあるだけに、資料救出に至る過程を再確認できたのは意義があると感じている。

大会テーマ研究会では、人権問題や資料のデジタル化等と絡めたさまざまな視点からアーカイブズについての報告がなされ、その上で報告者とコメントによる総合討論が展開された。報告者もコメントも、いずれの方も資料の保存や利用等について、切り口は異なるものの熱い思いを持っていることが発言の端々から伝わってきた。話題となった事柄の中では特に、資料のデジタル化について、当館にもデジタルアーカイブがあるので興味深く話を聞かせていただいた。個人情報も多分に含むことから安易に公開できないものも多く、また、予算の問題もあり、資料のデジタル化と公開とを同時並行で進めていくことの難しさを感じた。

大会全体を通しては、資料を後世に伝えていくことの意義、それを管理する公文書館等

の役割の大きさを十分に再確認することができた。その上で、現在アーカイブズが抱える課題の大きさも感じたところである。

【研修会A】視察「沖縄県公文書館・南風原町立南風原文化センターの見学」

【研修会B】「アーカイブズ入門―利活用の視点から―」

【研修会C】「阿波根昌鴻資料の意義と調査活動の歩み」

【研修会D】「アーキビストと人権保護―IC A文書「人権保護のためのアーキビスト及び文書担当者の役割に関する基本原則」を考える―」

【研修会E】「語られる沖縄戦―『沖縄県史』編さんに用いた戦争体験証言記録と公文書館―」

【調査・研究委員会報告】「公文書管理及び保存の実態について―災害時作成文書を中心に―」

【大会テーマ研究会】「アーカイブズ再考―その価値と活用―」

- ・趣旨説明
- ・報告1「アーカイブズが社会にもたらすもの―琉球政府文書の利用状況から考える―」
- ・報告2「人権とアーカイブズ 西淀川公害を例にして」

・報告3「資料のデジタル化がひらく未来を改めて考える」

・総合討論
(煙山英俊、村山純一)

○市町村公文書・歴史資料保存利用推進会議
十一月二十二日

公文書・歴史資料の保存と利用について取組みの強化を図ることを目的として、各市町村の公文書管理担当者及び歴史資料担当者を対象に開催。

・基調講演「市町村における公文書館機能と専門職員について―『アーキビストの職務基準書』を参考に―」
(講師・国立公文書館 伊藤一晴 公文書専門官)

職務基準書の内容と作成経緯について解説するとともに、市町村における公文書館機能について専門職員の役割に触れながら説明していただいた。

- ・報告 第四十四回全国歴史資料利用保存機関連絡協議会(全史料協)全国(沖縄)大会について (当館)
- ・事例報告①「横手市公文書館建設に係る経緯と課題について」 (横手市)
- ・事例報告②「これからの歴史資料の保存活

用について―市民と行政の新たな取り組みの事例として―

(由利本荘市教育委員会)
(桜庭文雄)

○「平成三十年度アーカイブズ研修Ⅱ」
一月十五日～一月十七日
国立公文書館

国立公文書館主催のアーカイブズ研修Ⅱの修了者を対象とした研修。当館からは一名が参加。

・研修テーマ「公文書館等における普及啓発及び歴史公文書等の利用促進等について」

- ・講義①「公文書館とアウトリーチ」
- ・講義②「新学習指導要領における資料を踏まえた考察に向かう歴史学習」
- ・事例報告①「国立公文書館における取組」
- ・事例報告②「福井県における取組」
- ・事例報告③「三豊市における取組」
- ・グループ討議(共通課題の設定と解決方法)
- ・グループ報告および全体討論
(桜庭文雄)

四 史料調査

○県内史料調査

「児玉家文書」

十二月十七日

三種町

旧児玉家住宅から見つかった大量の文書群について、訪問調査（古文書班職員二名、嘱託職員一名）を行った。

児玉家は鶴川村の肝煎を務めた家で、幕末の当主児玉高致は自宅を私塾とするなど地域の教育に尽力した人物である。当館には同家から平成十八年に史料が寄贈されている。

史料の量が多かったため、今回の調査では冊状になっているものを中心に、一一〇点ほどの史料について調査・整理・撮影をした。

調査した史料の年代は一七〇〇年代末から一八〇〇年代のもので中心だった。藩主の同地への巡覧に対応したもので石高などの書上帳、困窮した住民についての扶助に関する史料が多かった。地域性が表れている史料としては、八郎潟が氷結する冬に行われた漁と思われるものがあつた。その他、嘉永年代の破魔矢形の棟札や明治期以降の刊本などもあつた。

また、史料整理の方法についても説明をした。その際には、当館の史料保存箱（中性紙

段ボール箱）と史料保存用の封筒をサンプルとして提示し、同様のものを用意して整理に役立てていただくよう助言をした。

（村山純一）

五 古文書班広報紙「古文書倶楽部」

「古文書倶楽部」は、日頃の調査・研究成果をわかりやすく紹介し、当館の所蔵資料をよりよく利用していただくために発行している普及・広報紙である。館内で配布している他に当館ウェブサイトでも公開している。

第八十三号 平成三十年五月

・ 水害に悩む人々「岡本元朝日記」より

（村山純一）

・ 【古文書こぼればなし】近世寺社史料の活用「仙北高善寺の縁起から」（加藤民夫）

第八十四号 平成三十年七月

・ ロシア軍艦、男鹿沖に來航！「異人上陸に付届書」他より

（柴田知彰）

・ 「救荒食物図解」に見る山菜

（村山純一）

第八十五号 平成三十年九月

・ 戦国武将の武勇ランキング「三枚の「武将番付」より」

（煙山英俊）

・ 【古文書こぼればなし】「岡本元朝日記」から拾う「豊巻十歩一番所」のあれこれ

（嵯峨稔雄）

第八十六号 平成三十年十一月

・ 高度な防御機能を持った武家屋敷「新文化施設の建設に寄せて」

（煙山英俊）

・ 平成三十年度企画展「秋田と海」のご案内

（桜庭文雄）

第八十七号 平成三十一年一月

・ 御用絵師、城下絵図作製に奮闘！「宝暦年間の国目付の来訪」

（柴田知彰）

・ 【古文書こぼればなし】農民の蔵書「山脇弁治日記」から

（金森正也）

第八十八号 平成三十一年三月予定

・ 御家老、江戸に上る「岡本元朝日記」より

（煙山英俊）

・ 【古文書こぼればなし】「瓊浦筆記」より

（藤田誠治）

